

熊本第一信用金庫の現況

2024



KUMAMOTO DAI-ICHI
SHINKINBANK



庫花コスモス (秋桜)

📌 花言葉「善行」

コスモスという名前はギリシャ語の秩序、転じて美を意味した語に由来しています。(ギリシャで美は、調和と秩序から生まれてくるものとされています)

≫2024熊本第一信用金庫の現況／目次

01	ごあいさつ
02	基本方針
03	当金庫の概要
04	総代会制度
05	総代の氏名等
06	主な事業内容
07	リスク管理
08	内部管理態勢とコンプライアンス
10	金融ADR制度への対応
11	地方創生
12	中小企業の経営改善への取組状況
13	経営者保証に関する取組方針
14	熊本第一しんきんSDGs宣言
14	環境問題への取組み
15	顧客保護等への取組み
16	個人情報保護
17	DXの取組みについて
18	営業のご案内
21	主な手数料のご案内
22	トピックス
25	信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～
27	営業店ネットワーク
28	資料編
48	当金庫のあゆみ



会 長
森本 孝



理事長
鴻池 卓児

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私ども熊本第一信用金庫をより深くご理解いただくために、業務内容、業績等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただくと共にこれからも当金庫をより一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

我が国の経済は、コロナ禍から脱却して社会活動の正常化が進み、緩やかな回復が続いています。

海外においては、ウクライナや中東をはじめとする地政学リスクの増大、中国経済の先行き懸念、欧米の金融引締め動向等といった不確実性が高い状況が続いており、わが国の景気を下押しするリスクが引き続き懸念されています。

このような中、日本銀行は、2%の物価安定目標の達成が見通せる状況に至ったとして、この3月にマイナス金利政策の解除とYCCの撤廃を行い、長く続いた異次元金融緩和政策を修正しました。また株式市場においても、好調な国内外景気や世界的な半導体需要の増加期待から株価が上昇し、日経平均株価は3月に史上最高値となる4万円台にのせる場面もありました。

一方、中小企業等を取り巻く経営環境は、コロナ禍後の業況回復のみならず、人口減少や少子高齢化の進展に伴う慢性的な人手不足や後継者難に向けた対応、デジタル化(DX)の進展や脱炭素化をはじめとしたサステナブル社会の実現に向けた取組み(GX)等への対応の必要性など、課題は山積しています。

そのような中、熊本においては、菊陽町で台湾の半導体受託製造企業TSMCの熊本工場が完成し、第2工場の建設も今後予定されています。周辺でも生活や企業活動を支えるインフラ整備が進められ、ホテルや居住施設の建設が進められるなど、県内外にTSMCの進出効果が波及しています。

業績について概略を申し上げますと、預金積金は、熊本城復興支援定期預金「天守閣」等を推進した結果、期末残高は314,493百万円(前期比3,498百万円、1.12%増)、期中平残は313,280百万円(前期比677百万円、0.21%増)と増加しました。貸出金は、賃貸不動産融資などに積極的に取り組んだものの、新型コロナ対策融資(ゼロゼロ融資)の返済が進んだことなどから、期末残高は168,314百万円(前期比1,219百万円、0.71%減)、期中平残は165,372百万円(前期比3,569百万円、2.11%減)となりました。出資金は3,647百万円(前期比287千円増)、会員数は期末において22,694名(前期比221名減)となりました。

期中の損益は、収益面では貸出金利息が引き続き金融機関の競合激化や長引く低金利等の影響などから減少となりましたが、有価証券運用を強化したことで経常収益は4,551百万円(前期比30百万円、0.66%増)となりました。また費用面では、人件費が平均人員や退職給付費用の減少などにより減少し、物件費は事務効率化のためのシステム投資等により増加しております。この結果、コア業務純益は810百万円(前期比31百万円減)、当期純利益は404百万円(前期比70百万円増)となりました。

当金庫はゼロゼロ融資の返済本格化を踏まえた資金繰り支援や経営改善支援をはじめ、販路拡大、ビジネスモデルの再構築、事業承継、人材確保、更にはDX対応への伴走支援など、様々なソリューション提供機能の充実に努め、お客様が抱える様々な課題解決に貢献してまいります。

また3月には、阿蘇くまもと空港と台北桃園国際空港との定期便就航を記念し、「台湾旅行」を当金庫が主催、台湾新竹市にあるTSMC台積創新館の視察など、合計2班42名が参加しました。また、熊本城復興支援定期預金「天守閣」により熊本城復興のお手伝いを続けており、他にも出合いの場を提供するための「めぐり逢いパーティー」、お金について勉強する「Kidsしんきん教室」を開催しました。このような活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に向け、皆様と共に歩んでまいります。

今年度も引き続き、中小企業の経営支援等に務め、地域貢献に全力を傾注し、金融仲介機能を発揮して地域経済を支えるため、役職員一同業績の向上に邁進する所存でございますので、本年もなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



本店

基本方針

金融機関の公共性にかんがみ

1. 中小企業の健全な発展と大衆生活の向上に貢献する。
2. 地域社会の繁栄につき信用と共栄を旨とし奉仕する。
3. 金庫の経営は健全且つ積極的に進め以って業務の進展に総力を結集する。

熊本第一信用金庫の歌

作詞 井出 進
作曲 出田 憲二
編曲 出田 敬三
監修 森本 孝

一、山を裂き雲を破りて
出づる太陽の

たけき心と暖たかき
育む力身につけて

地域の方の幸せを

日ねもす願ひ渾身の

誠を捧げて奉仕する

われら われらは第一

熊本第一信用金庫です。

二、闇をはらい

隈なく照らす満月の

清よき心とさやかなる

高かき知識を身につけて

中小企業の弥栄を

夜も昼も願ひ満身の

智と汗捧げて奉仕する

われら われらは第一

熊本第一信用金庫です。

設立 昭和25年8月
 本店 熊本市中央区花畑町10番29号
 会員 22,694名
 役職員 228名
 店舗 22店
 営業地域 熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市、八代市、宇土市、荒尾市、人吉市、水俣市、宇城市、阿蘇市、合志市、菊池郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、玉名郡、阿蘇郡、葦北郡、球磨郡
 (令和6年3月末現在)

役員

会長	森本 孝	常勤理事	大森 幹夫
理事長	鴻池 卓児	常勤理事	北村 礼希
常務理事	荒尾俊比古	常勤理事	平野 公司
常務理事	東 信治	理事	粟津 勝蔵
常勤理事	石田 誠也	理事	豊住 賢一
常勤理事	原田亨一郎	理事	菊田 廣文(※1)
常勤理事	堤 裕倫		
常勤監事	村中 研一	監事	岡田 直樹
		監事	古田 邦昭(※2)

(令和6年6月末現在)

※1 理事 菊田 廣文は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

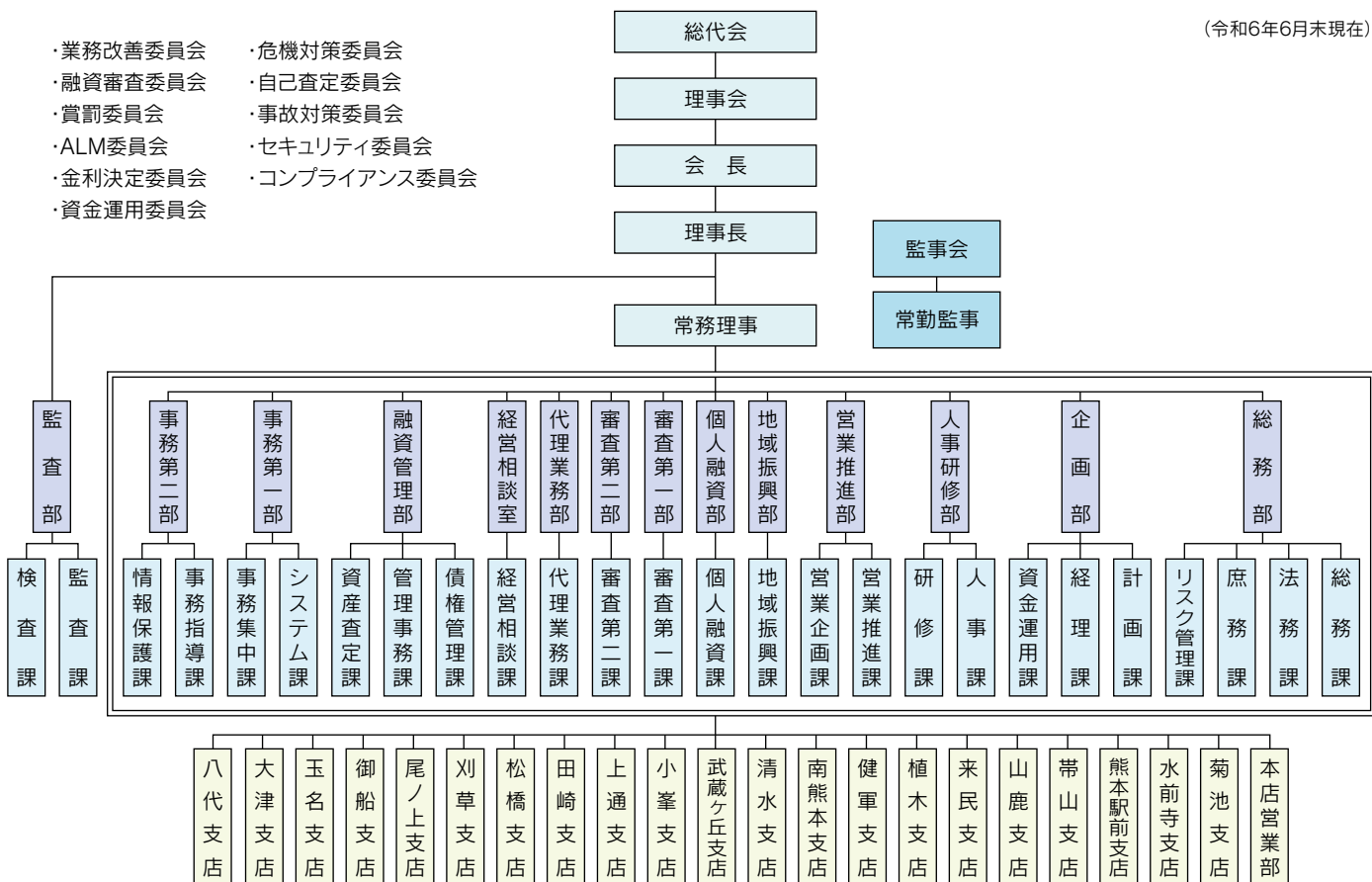
※2 監事 古田 邦昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗のご案内

店番	店名	住所	電話番号
01	本店営業部	熊本市中央区花畑町10-29	096-355-6110
02	菊池支店	菊池市隈府494-16	0968-25-3131
03	水前寺支店	熊本市中央区国府1丁目12-4	096-364-8147
04	熊本駅前支店	熊本市西区春日1丁目14-1	096-353-0521
05	帯山支店	熊本市中央区帯山4丁目1-21	096-383-2218
06	山鹿支店	山鹿市山鹿1616-7	0968-44-4125
07	来民支店	山鹿市鹿本町来民694-6	0968-46-2026
08	植木支店	熊本市北区植木町植木616	096-272-2211
09	健軍支店	熊本市東区若葉1丁目2-5	096-369-3211
11	南熊本支店	熊本市中央区八王寺町30-18	096-378-5111
12	清水支店	熊本市北区高平3丁目41-4	096-345-6111
13	武蔵ヶ丘支店	熊本市北区武蔵ヶ丘5丁目23-4	096-338-9111
14	小峯支店	熊本市東区小峯1丁目4-3	096-369-6111
15	上通支店	熊本市中央区南坪井町5-5	096-356-6000
16	田崎支店	熊本市西区春日7丁目25-10	096-326-2161
19	松橋支店	宇城市松橋町松橋1022-2	0964-33-5151
20	刈草支店	熊本市南区南高江1丁目13-57	096-358-1140
21	尾ノ上支店	熊本市中央区帯山4丁目1-21(帯山支店内)	096-367-1555
24	御船支店	上益城郡御船町御船953-6	096-282-3833
25	玉名支店	玉名市亀甲字東140-6	0968-73-5233
26	大津支店	菊池郡大津町大津1212-24	096-293-6200
28	八代支店	八代市本町2丁目1-32	0965-31-6211

(令和6年6月末現在)

組織図



■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「相互扶助」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を大切に協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫は会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

□第74期通常総代会の議事内容

令和6年6月18日に開催された第74期通常総代会では、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項についてはそれぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項 第74期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 定款第15条第2項に基づく会員除名の件

■総代について

- (1) 総代の任期は3年で、総代の定数は90人以上120人以内です。
- (2) 総代の選任区域は、当金庫の地区を下記のとおりに2区に分けております。
 - 第1区 県北
 - 第2区 県南
- (3) 選任区域ごとの総代定数は、選任区域の会員数に応じて定めております。



■総代の選任方法について

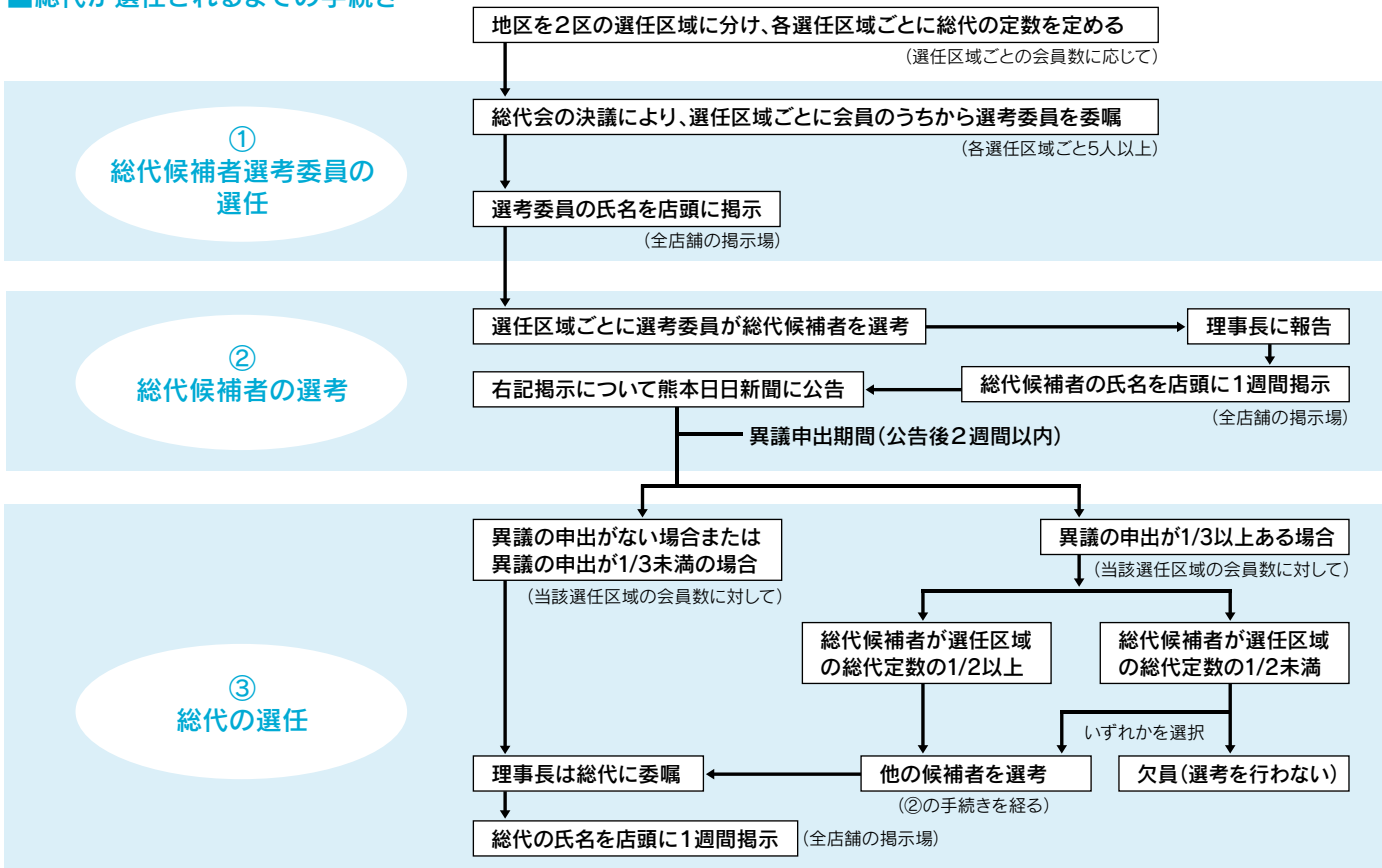
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選任方法については、信用金庫法、定款、並びに総代選考基準に基づき、下記のような手続きを経て選任しております。

※総代選考基準

- ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- ② 総代として相応しい方。
 - ・人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
 - ・地域における信望が厚く、当金庫に対し協力的な方
 - ・当金庫の経営理念・方針を理解し、取引が良好な方

■総代が選任されるまでの手続き



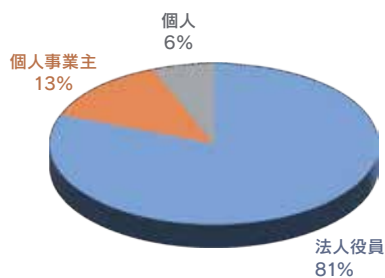
総代の氏名等 (五十音順)

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

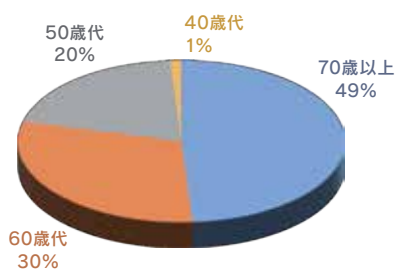
1 区 (57名)					2 区 (37名)				
氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数	氏名	就任回数
荒木 律子	3	戸田 強	2	山部 英則	6	有田満里子	8	原田 之治	7
石橋 妙子	2	富田 正志	8			泉 清	2	藤田 秀人	12
和泉 伸郎	3	中尾 潤一	2			井上雄一郎	4	正清 宗昭	8
伊東山徹代	8	永田 純次	7			今田 周作	2	松崎 幸子	8
稲継 智康	2	永田 佳子	3			上田 功一	6	松村 俊宏	3
岩男留美子	7	中村 圭司	5			上原 康嗣	2	三浦 勲	4
梅守 裕司	2	西 展宏	7			浦田 末光	7	村田 和廣	10
大西 伸夫	6	野中 克浩	5			大石 恭生	2	米満 泰二	3
尾崎 正	2	原田 賢治	8			大森 敏雄	2	和久田数臣	5
梶尾 次郎	7	原野 利一	10			小山 英文	3		
片桐 英夫	3	藤田 傳次	2			亀井 明德	2		
叶井 誠司	6	堀 隆章	14			清田 兼示	3		
金澤 義満	3	前川 浩志	6			倉岡 伸行	12		
叶 憲司	6	前原 里子	2			古崎 正敏	8		
狩場 隆宏	6	正木 誠一	6			小杉 康之	5		
菊田 廣文	6	松尾 具親	2			小屋松徹彦	5		
北野淳一郎	8	松岡 泰輔	14			志岐 和雄	12		
際田 俊一	7	松岡 義博	8			下間 良	10		
工藤 正也	8	松村 英樹	1			鋤馬把祥二	3		
窪寺 洋一	2	丸本洋四郎	11			副島 隆	8		
古閑 豊巳	2	三原 悟	3			田中 芳和	3		
坂本 慶久	6	宮崎 喜一	7			千原 一朗	3		
猿渡 孝敏	10	宮崎 隆一	7			寺尾 瀏	7		
重村 慎二	7	宮原 國臣	3			徳永 隆正	6		
竹邊 貫一	7	村上 義幸	4			中島 憲行	13		
田尻 恭久	2	毛利 浩一	8			中島 義和	6		
田中 之博	9	最上太一郎	6			中山 明英	6		
寺田 俊二	6	山内 卓	1			原田 実生	1	(敬称略)	

令和6年6月末現在 総代総数94名

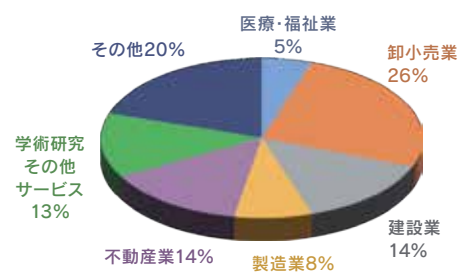
職業別



年代別



業種別



(日本標準産業分類による)

》事業のご案内

■預金業務

皆様の様々な貯蓄目的や、生活設計に合わせた商品やサービスの提供を行っております。大切な給与や年金を安全で確実にお受け取りできます。さらに年金受給者の皆様には、通常よりも優遇された金利の高い商品も取り扱っております。

■融資業務

地域の皆様に安定した資金を提供するため各種の融資制度がございます。また、豊かな家庭生活の設計や個人の目的に応じた各種のローンも取り揃えております。

■為替業務

信用金庫間ではもとより、国内の銀行等他業態の金融機関ともオンラインにより相互に資金移動でき、手形・小切手等の代金取立も取り扱っております。

》業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ①債務の保証又は手形の引受け
 - ②有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。⑥及び⑩において同じ。)の売買、(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - ③有価証券の貸付け
 - ④国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤金銭債権の取得又は譲渡並びにこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権(民法(明治29年法律第89号)第3編第1章第7節第1款に規定する指図証券、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権を除く。以下⑥において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下⑥において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - ⑦短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑧有価証券の私募の取扱い
 - ⑨次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人農畜産業振興機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人福祉医療機構	日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構	西日本建設業保証株式会社
日本酒造組合中央会	一般社団法人しんきん保証基金
公益財団法人不動産流通推進センター	独立行政法人環境再生保全機構
株式会社日本政策投資銀行	
 - ⑩次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑪信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
 - ⑫国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑬有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

■付帯業務

(代理業務)株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの公的資金の代理貸付業務を行っております。日本銀行歳入代理店業務や地方公共団体の公金収納取扱業務等を行っております。

(信託代理業務)信託とは、お客様(委託者)がお金や土地などの大切な財産を信頼できる相手(受託者)に託し、自分または他人(受益者)のために管理・運用させる制度です。受託者は委託者の定めた目的に従って信託財産を管理・運用し受益者に信託利益を交付します。

(投資信託の窓口販売業務)投資信託は、高利回り運用が期待できる金融商品ではありますが、預金とは違い預金保険の対象ではなく元本の保証はありません。

(公共債の窓口販売業務)利付国債・個人向け国債・地方公募債の販売を行っております。

■お客様支援サービス

コンピュータ技術や通信ネットワークの発展を活用した各種サービスを充実して、お客様の経理事務の合理化・省力化・資金運用の効率化にお役に立てるよう積極的に取組んでおります。

- ⑭振替業
- ⑮両替
- ⑯デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。⑰において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑮に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑰デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑱金融等デリバティブ取引(⑤及び⑯に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑲金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(⑰に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則で定めるものを除く。)
- ⑳有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が⑤の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。㉑において同じ。)(②の業務に該当するものを除く。)
- ㉑有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次又は代理
- ㉒地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- ㉓金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ①保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ②中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1項により行う共済募集
 - ③金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する信託業務
 - ④地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - ⑤担保付社債信託法(明治38年法律第52号)により行う担保付社債信託業務
 - ⑥スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票の販売業務等
 - ⑦確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑧高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑨電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - ⑩中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

金融の自由化や国際化、規制緩和の進展により、金融機関の業務は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しております。このような環境の下、当金庫が地域の金融機関として信頼していただき、地域社会の繁栄に貢献していくためには、今後も業務の健全性を確保し続けていくことが重要であると考えております。当金庫はこれらのリスクを個別に管理するだけでなく、一元的に管理・計量化かつコントロールしていくことが必要であると考え、統合的なリスク管理態勢を整備し、その高度化に努めております。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先または投資先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスクの最適化を図るべく管理に取り組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別管理、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、さまざまな角度から分析を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに貸倒実績率や債務者の支払能力等に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し損失を被るリスクや、収益が変動するリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）およびリスク管理部門（ミドル）の分離により、相互牽制体制を築くとともに、リスクの状況を把握しつつ、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出等によって、必要な資金確保が困難になり、通常よりも著しく不利な条件で資金の調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）、あるいは、市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）こと等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、手元流動性預金と支払準備率を日次管理し、流動性を重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努めております。

■マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスク管理

当金庫では、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題の一つとして位置づけ、関係法令を遵守し、管理態勢の構築・強化について対応を行っております。

具体的には、規程等の整備、取引時確認の徹底、システム等による異常取引の検知、疑わしい取引の届け出等により、マネー・ローダリング等の防止に取り組んでおります。

■サイバーセキュリティ・リスク管理

当金庫では、様々なサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルス感染等の脅威に対し、当金庫のリスクの規模・特性に応じた適切なサイバーセキュリティ・リスク管理に努めております。

具体的には、ネットワークの物理分離対策やウイルス対策ソフトなどによる機器対応、インシデント対応能力の向上、外部機関との情報共有、サイバーセキュリティ・リスクに対する職員の教育等に取り組んでおります。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと定義し、各リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めております。

－事務リスク－

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫は、事務第二部による事務指導や監査部による臨店監査を行う一方、事務規程の整備と機械化・集中化を行い、リスクの極小化に努めております。

－システムリスク－

コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により、あるいはコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

－法務リスク－

金融機関の業務や新商品・新サービスの取扱時において、法令違反や不適切な契約等により損失が発生するリスクのことです。

当金庫は法務リスクに関する諸問題に対して、顧問弁護士等と協議を重ねて慎重に対処しております。

－人的リスク－

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害のことです。

当金庫は各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

－有形資産リスク－

災害その他の事象から生じる、有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。

当金庫は本支店の有形資産を随時点検し営繕するとともに、建設後長期間経過した建物は計画的に順次改装する等管理しております。

－風評リスク－

事実と異なる情報や風説等が世間に広がることによって、信用が著しく低下し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明化を確保し、防止に努めております。

》熊本第一信用金庫内部管理基本方針

当金庫は、内部管理態勢の構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置付け、本方針に従って継続的に内部管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針を「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書とする。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定める。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、金庫内の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門の設置と、各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当部長」「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。また、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を置く。
- (3) 公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部下の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる窓口を置く。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「処務規程、第6章「文書保存」」等に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会議程規程」及び各「委員会規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理する。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の目的やリスク管理体制、役割分担等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とする。
- (2) リスク管理体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に理事会等に報告する。
- (4) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常勤理事会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会は全役員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常勤理事会等において議論を行い理事会に報告するものとする。
- (3) 理事は、会員及び預金者等の理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5. 次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ① 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、子法人等の代表取締役から定期的に経営の重要事項に関する報告を受けるとともに、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。なお、当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会に報告する。
 - ② 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- (2) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当金庫は、子法人等を含む当金庫全体のリスク管理について「リスク管理規程」を準用する。
 - ③ 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当金庫は、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理、検証し、必要に応じて理事会に報告するとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。
- (4) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当金庫が策定した「役職員行動指針」をコンプライアンスの考え方の基本とし、これを子法人等の役員等に周知する。
- ② 監事および内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行う。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、理事会等において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各担当役員の指揮命令を受けない。
- (2) 監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

8. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当金庫は監事の監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員を配置する。
- (2) 当金庫は監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - ① 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - イ 理事会で決議された事項
 - ロ 常勤理事会で決議された事項
 - ハ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ニ 経営状況について重要な事項
 - ホ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ヘ 重大な法令・定款違反
 - ト 公益通報の状況及び内容
 - チ その他コンプライアンス上重要な事項
 - ② 職員は前項ハからチに関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
 - ③ 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (2) 当金庫の子法人等の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
 - ① 当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用して報告することにより、直ちに当金庫の監事へ報告を行うこととする。
 - ② 当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
 - ③ 当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。
 - ④ 当金庫の監事と子法人等の監査役は、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、子法人等を含む金庫全体の監査の充実・強化を図る。
 - ⑤ 当金庫は、コンプライアンス統括部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について定期的に報告するよう義務付ける。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係るほか、嫌が

- らせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、その旨が定めてある公益通報者保護規程の内容を当金庫及び子法人等の役員に周知する。
- (2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則に則り厳格な処分を行う。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (2)当金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の遂行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子法人等の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3)監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

コンプライアンス(法令等の遵守)

コンプライアンスとは、一般的に「法令等の遵守」と解釈されていますが、当金庫は、コンプライアンスを各種法令、倫理、行動規範、金庫内各種規程等のみならず、お客様との約束ごとまでに行きわたる「あらゆるルールを遵守する」と解釈しております。

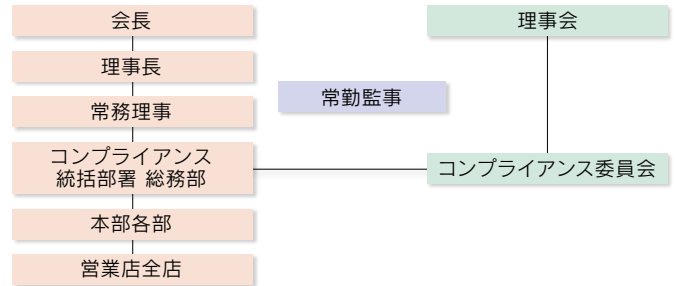
当金庫はコンプライアンスを金庫経営の重要課題の一つとして位置付け、地域に根ざした金融機関として役員一人ひとりが、あらゆるルールを遵守し、地域社会やお客様から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンスの基本方針

- 1.信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 2.創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて地域社会の発展に貢献する。
- 3.法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのないよう公平な業務運営を行う。
- 4.社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力は、これを断固として排除する。
- 5.経営情報の積極的かつ公正な情報開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス態勢図

(令和6年6月末日現在)



熊本第一信用金庫行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

- 1.信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

- 2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

- 3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

- 4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人権の尊重等)

- 5.従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

- 6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

- 7.信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

- 8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以上

反社会的勢力に対する基本方針

私ども熊本第一信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、熊本県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

内部統制システムの運用状況

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

- 1.リスク管理体制は、各種のリスク管理規程に従って、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。
- 2.当期における主な会議の開催状況としては、理事会を7回開催し、理事の職務の執行の適法性および効率性を高めるために、非常勤理事、非常勤監事が常時出席しました。また、監事会も7回開催しました。その他、ALM委員会、業務改善委員会等を定期的に開催しています。
- 3.内部監査の実施については、子法人も含めたグループの業務の適正を確保するため、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。
- 4.職員教育の実施状況としては、職員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての職員に対して教育訓練を定期的に実施しています。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは当金庫総務部にご相談ください。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

熊本第一信用金庫 総務部	
住 所	〒860-8681 熊本市中央区花畑町10-29
電 話 番 号	096-355-6111
F A X 番 号	096-355-6361
受 付 時 間	9:00~17:00(信用金庫営業日)
受 付 媒 体	電話、手紙、ファクシミリ、面談

*お客さまの個人情報等は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)
受 付 時 間	9:00~17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

5. 熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3
電 話 番 号	096-325-0913	099-226-3765
受付日/時間	月~金(祝日を除く) 9:00~17:00	月~金(祝日を除く) 10:00~16:00

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日/時間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.daiichishinkin.co.jp>)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、現地調停をご利用できる弁護士会や仲裁(ADR)センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、移管調停をご利用できる弁護士会や仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

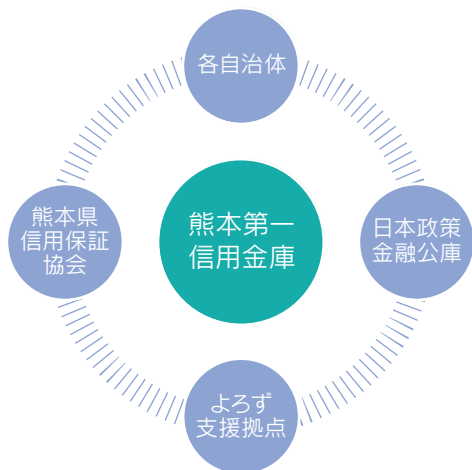
当金庫はお客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を配置するとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店または総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する紛争解決センター等を利用することができます。その際には、当該紛争解決センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門等が検証・指導する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

▶地方創生における当金庫の取組み①

■創業者支援事業

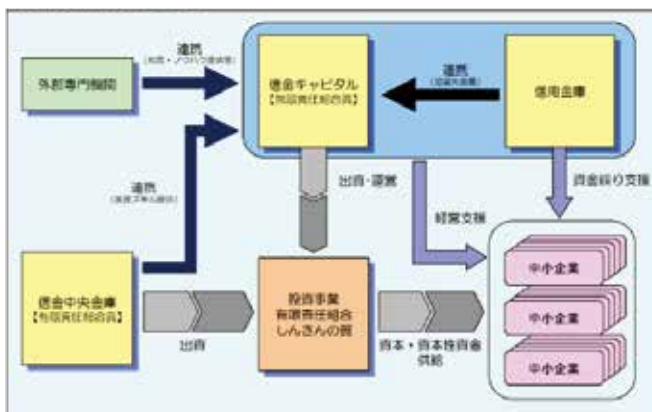
- 全店を創業相談窓口とし、よろず支援拠点・日本政策金融公庫・熊本県信用保証協会との連携で創業支援を行っています。



■育成・成長ファンド事業

- 「創業・育成」や「成長」のステージにある中小企業者に対して、信金キャピタルによる資本または資本性資金の供給を行うことで、地域産業の活性化に貢献しています。

育成・成長ファンド「しんさんの翼」



▶地方創生における当金庫の取組み②

■しんさんSDGs私募債「くまもとの未来」

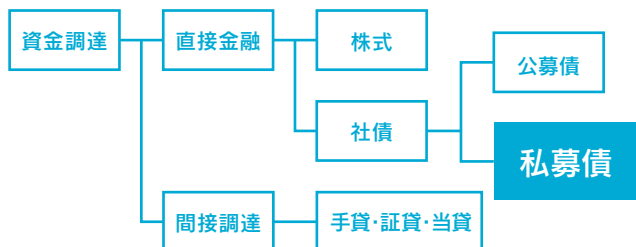
- 私募債の引受けを通して、発行企業さまのSDGsの達成に向けた取組みを支援しています。

私募債概要

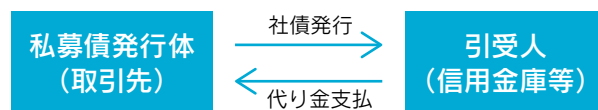
《私募債による資金調達》

私募債とは、会社が資金を調達する手段として発行する社債のひとつであり、一般に広く募集される公募債と異なり取引先や知人など少数の特定先が直接引き受けることによって発行される社債です。

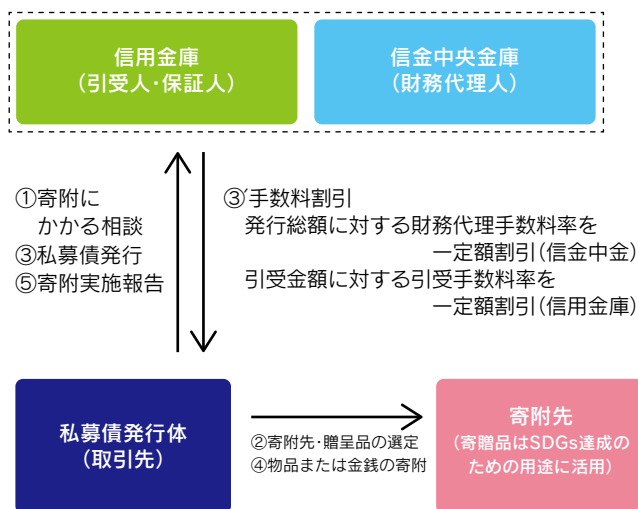
【主な資金調達方法】



【私募債による資金調達の概略】



しんさんSDGs私募債「くまもとの未来」のスキーム



1. 中小企業の経営改善に関する取組み方針

当金庫は地域の中小企業(小規模事業者を含む。以下同じ。)と地域社会の皆様の繁栄に資するため、以下の方針に基づき経営改善支援及び事業再生支援に全力で取り組んでまいります。

(基本方針)

当金庫は地域密着型金融を旨として、お客様との長期的なお取引関係により得られた情報を蓄積・活用し、貸出や経営相談等の強化を図りながら、お客様や地域の皆様との連携・共栄を深めていく所存です。

今後も、地域に根ざしたきめ細やかな営業活動、ご融資先への経営相談、経営支援等地域に密着した活動を展開する事により、お客様や地域のニーズを的確に把握し、地域密着型金融の担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化への取組みを積極的に推進します。

2. 中小企業の経営支援に関する体制の整備

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)において、税務・金融及び企業財務に関する専門知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の中小企業支援機関等を国が「経営革新等支援機関」として認定する制度が設けられており、当金庫は当該支援機関としての第一号認定を受けて中小企業の経営支援体制を整備しております。

今後も、他認定支援機関や外部専門家・外部機関との連携強化を図りながら、新たなコンサルティング業務の展開、事業再生スキームの提案等、取引先の問題・課題を解決する付加価値の高いサービスの提供を通じて、より実効性の高い経営支援及び事業再生支援を行ってまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 最適なソリューションの提案

中小企業の経営改善や事業再生には、事業のライフサイクルに応じた経営改善支援が必要となるため、当金庫は積極的にコンサルティング機能を発揮し、それぞれのステージに合った最適ソリューションを提案、提供します。

(2) 外部機関・外部専門家等との連携強化

複雑化・高度化する経営課題等の相談に対応するため、中小企業診断士等の専門家を中小企業に派遣、多様性・地域性といった中小企業の特性を踏まえた専門的助言や経営支援・事業再生支援に取り組めます。

また、当金庫は熊本県信用保証協会を事務局とする「熊本県中小企業経営支援連携会議」の幹事団体として、会員相互の協調体制による迅速かつ確かな中小企業支援の実現のため積極的かつ柔軟に対応してまいります。

(3) 事業再生支援

熊本県中小企業活性化協議会、熊本県よろず支援拠点、熊本県中小企業診断士協会、九州活性化プラットフォーム、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携し事業再生支援に取り組むほか、事業再生ファンド等、多種多様な再生手法の活用を検討します。

(4) 経営革新等支援機関を活用した中小企業施策等の活用

認定支援機関を窓口とする小規模事業者に着目した各種事業化支援策の周知及び有益な情報提供活動を通じて、それらの積極活用を図り地域経済の活性化に努めていきます。

(5) 専門人材の育成

専門的知識を有する人材のさらなる育成のため、中小企業診断士やファイナンシャルプランナー等の資格取得を積極的に推奨し、実践的な研修や専門家との同行訪問等の活用により経営支援、事業再生支援のノウハウ蓄積と専任者のスキルアップに努めていきます。

(6) 事業承継・M&A支援

令和5年の熊本県内における企業社長の平均年齢は60.2歳と、全国同様過去最高を更新しております。当金庫は、お取引先の事業承継に関するお悩みや課題、ニーズの掘り起しを行い、信金中央金庫や熊本県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部支援機関との連携を強化して、きめ細やかな対応を行ってまいります。

また、令和3年10月7日、当金庫は中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するために創設された中小企業庁の「M&A支援機関登録制度」における「登録FA及び仲介業者」として登録されました。「中小M&Aガイドライン」を遵守し、適切なM&Aの促進に努めてまいります。

4. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用について

当金庫では、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の目的や内容を踏まえ、お客様との継続的かつ良好な信頼関係を構築するとともに、企業のライフステージに沿った取り組みを支援し、「平時」、「有事」それぞれの段階において、金融機関としての役割を果たしていきます。また、「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を新たな選択肢として提供し、第三者支援専門家と連携し、お客様が迅速かつ柔軟に事業再生等に取組めるよう努めてまいります。

》中小企業等への経営支援態勢



経営者保証に関する取組方針

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- 1 お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 2 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 3 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- 4 お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 5 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- 6 お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

》経営者保証に関するガイドラインの活用状況について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は762件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は26.09%、保証契約を解除した件数は20件です。また当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の事案はありませんでした。



八代市・八代妙見祭

熊本第一信用金庫は、昭和25年8月の誕生以来「地元と共に豊かな未来」のスローガンのもと、皆様と共に歩んで参りました。地域に寄り添う信用金庫の相互扶助の精神は、生まれながらにSDGsを体現してきたものと言えます。私たち熊本第一信用金庫は、SDGsの趣旨に賛同し、持続可能な地域社会の実現に向け貢献する事を目的とした「熊本第一しんきんSDGs宣言」を制定するとともに、格差是正・経済の発展・環境問題など、様々な社会課題の解決に向け、地元熊本のために全役職員が主体的に取り組む事を宣言いたします。

当金庫のSDGsへの取り組み

地域社会繁栄と、豊かな生活の実現への貢献

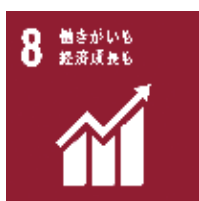


進学サポートローン「未来」
Kidsしんきん教室
教育ローン、教育カードローン
学割



めぐり逢いパーティー
ロアツソ熊本応援定期預金
熊本城復興支援定期預金「天守閣」

地域経済発展への支援



よかボス企業
よろず支援拠点相談会
インターンシップ



職域サポート制度
コラボ産学官熊本
ビジネスマッチング
しんきんの翼



スキルシフト
ハイプロ
プロ人材戦略拠点連携

ロアツソ熊本
火の国サラマングーズ
経友会

環境に配慮した地域づくり



太陽光発電事業ローン
バイオマス発電事業ローン
小水力発電事業ローン
カーライフプラン(プライム)



阿蘇草原再生定期預金
グループ補助金(熊本支援)
熊本水害ボランティア支援
阿蘇野焼きボランティア
e-dash(株)との業務提携
(カーボンニュートラルの取り組み)



しんきんアグリサポートローン「豊作」

環境問題への取り組み

熊本第一信用金庫 環境方針

【基本理念】

熊本第一信用金庫は、熊本県に営業基盤をおく地域金融機関として、次世代へ郷土の豊かな自然環境を引き継ぐため、役職員一人一人が毎日の業務を通じて、地域の環境改善や文化創造への貢献に積極的に取り組みます。

【基本方針】

1. 環境に関する法令や規則の他、当金庫が定めるその他の取決め事項等を遵守し、環境保全の継続的な改善に努めます。
2. 当金庫の全ての事業活動が環境に与える影響を適切に評価し、改善するための体制を定期的に見直すことによって、継続的な環境改善と汚染の予防に努めます。
3. 金融サービスを通じて環境の保全・保護に関する事業のお手伝いを行い、環境負荷の軽減を図り、環境問題に関する地域貢献を積極的に推進します。
4. 当金庫役職員が常に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境保全に関する意識の高揚に努めます。
5. この環境方針は、当金庫の役職員へ周知するとともに、ホームページ等で皆様にも公表します。

顧客保護管理態勢

多様化する金融ニーズにお応えし、お客さまとの適切な取引を確保するために、商品・サービスに係る適切な説明やお客さまの声への十分な対応、お客さま情報の適切な管理等を行うべく態勢の整備を図っております。

○顧客説明管理態勢

当金庫はお客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、お客さまに対してその知識、経験、資産の状況及び契約の目的に応じた情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。

○顧客サポート等管理態勢

当金庫はお客さまからのご相談・ご要望・苦情等に対して、お客さまの理解と信頼を得られるように公正・迅速・適切な対応を行い、お客さまの正当な利益が確保されるよう努めております。

○顧客情報管理態勢

当金庫はお客さまに関する情報は法令等に従って適切に取得するとともに、不正アクセスや情報の流失・紛失等を防止するよう、厳正な取扱いを行うよう徹底しております。

○外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、その業務を適切に遂行できる能力を有するものに委託先を限定するとともに、委託先における委託業務の処理状況や秘密保持管理状況等について、定期的または必要に応じて検証しております。

○利益相反管理態勢

当金庫は当金庫とお客さまの間、当金庫のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切な管理を行っております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫では、お客さまに金融商品をお勧めする際に遵守すべき勧誘方針を以下のとおり策定し、職員に徹底しております。また、お客さまが、金融商品の内容を十分ご理解いただいたうえで判断いただけるよう、職員への十分な教育・研修を行っております。

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融商品に関する苦情・ご相談は、取扱営業店または下記までお申し出ください。
熊本第一信用金庫 営業推進部 電話番号:096-355-6115
受付時間:8:45~17:30(信用金庫営業日)



荒尾市:万田抗

熊本第一信用金庫
〒860-8681 熊本市中央区花畑町10番29号
理事長 鴻池 卓児

令和4年4月1日

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報を含みます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるように変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取捨することはできません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報等に代えて、融資のお申込の際には、資産・年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経歴、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や営業係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他、個人一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)
- ⑭ 信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑮ 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑤ 教育資金非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑥ 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑦ 上記①～⑥以外の税法に規定する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページのほか店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれをご把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金等の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供先の第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除きます)。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

熊本第一信用金庫 事務第二部 情報保護課
住所：〒860-8681 熊本市中央区花畑町10番29号
電話番号：096-355-6946
窓口の時間帯：9:00～17:00(信用金庫営業日)
FAX：096-355-6899/Eメール：mail@daiichishinkin.co.jp

当金庫では、お客様の利便性向上を図るため、DXの技術を駆使して各種サービスの提供に取り組んでいます。

≫ 窓口のお手続きが伝票レスの タブレット入力で簡単に「窓口支援システム」

窓口でのお客様のご負担軽減とお手続きのスピードアップを図るため窓口支援システムを導入し、全営業店に窓口タブレット端末を設置しています。

窓口での入出金や口座開設等のお手続きがタブレットの簡単な操作でスピーディーに完了しますので、煩わしい伝票記入の必要がなく、紙資源の節約にも繋がっています。

操作につきましては職員がサポートいたしますので、初めてのお客様でも安心してご利用いただけます。



≫ 来店不要で普通預金口座開設ができる 「スマホ口座開設アプリ」

当金庫の口座開設アプリは、「本人確認書類」を郵送することなく、簡単・便利に口座開設のお申し込みができるアプリです。

アプリ内で当金庫所定のお客様情報をご入力いただき、「本人確認書類」を撮影、送信いただくことで口座開設お申し込みが完了します。

また、併せて、インターネットバンキングのお申し込みを行うことができます。



≫ いつでもどこでもスマホで入出金明細や残高を 確認できる「しんきん通帳アプリ」

個人のお客様向けに、場所や時間を選ばず入出金明細や口座および保有資産の残高が確認できる、しんきん通帳アプリを提供しています。

アプリをインストール後、併せて紙通帳から通帳レスへの切り替えを選択することで、スマホへの紙通帳の明細イメージの表示や、総合口座定期預金の新約および解約もできるようになります。



≫ バーコード付きの納付書なら受け入れOK 「しんきんバーコード収納サービス」

当金庫では全営業店の窓口にてバーコード収納サービスを導入しています。バーコードが付いていれば、税金やクレジット、ネットショッピング代金等、ほとんどの払込票※のお取り扱いが可能です。

コンビニエンスストアと同じ手軽さで、お客様をお待たせいたしません。

※取扱店名に「MMK設置店」の記載がある払込票になります。



≫ 為替業務のアウトソーシングで業務を効率化 「為替BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)」

処理の効率化と迅速化を図るため、振込み等の為替発信業務を外部委託する為替BPOを導入しています。

お客様に作成いただいた振込伝票をそのままOCR(光学文字認識)方式で取り込むため、手作業による入力事務が発生せず、誤入力などのミスを防ぐこともできます。

新たに創出された時間を有効に活用して、お客様への更なるサービス向上に努めています。



≫ 預金業務

種類	内容と特色		期間	預入単位	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金さらに自動融資がご利用できる家計簿がわりの便利な口座です。(個人の方に限ります) 給与、年金などの自動受取りおよび公共料金などの自動支払いがご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高300万円までの自動融資がご利用いただけます。				
普通預金	出し入れご自由。 キャッシュカードで自動サービスコーナーをご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位	
貯蓄預金	金額段階別金利が適用され、自由に使って資金を増やす預金です。 キャッシュカードもご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位	
通知預金	まとまった資金の短期運用商品です。		7日以上	1万円以上 1円単位	
当座預金	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払のための預金です。		自由	1円以上 1円単位	
決済用普通預金	預金保険制度により全額保護されます。利息はつきません。 キャッシュカードもご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位	
納税準備預金	納税に備える預金です。非課税でご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位	
定期預金	スーパー定期	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。個人の方は、さらに有利な複利型での運用もできます。	1ヶ月以上5年以内	100円以上 1円単位	
	大口定期預金	金利はお預け入れ時の金融情勢に応じて、当金庫設定の高金利を設定し店頭に表示します。大口の資金運用に最適、有利です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上 1円単位	
	期日指定定期預金	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。満期日は、預入日の1年経過後から3年間の任意の日を指定できます。(個人の方に限ります)	最長3年	100円以上 300万円未満 1円単位	
	利息分割受取型定期預金	スーパー定期および大口定期預金で、満期日までの中間(1、2、3、4、6ヶ月)で利息を受け取ることができる預金です。(個人の方に限ります)	1年以上5年以内 (1年単位)	100円以上 1円単位	
	変動金利定期預金	預入期間6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利定期預金です。	1年、2年、3年	100円以上 1円単位	
	積立定期預金(自由積立式)	目標額にあわせてマイペースで無理なく有利に積み立てが出来ます。(自由積立式は個人の方に限ります)	満期日確定方式 1年以上5年以内 自由方式 自由	100円以上 1円単位	
定期積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる商品です。		1年以上5年以内 (1年単位)	1,000円以上 1円単位	
財形貯蓄	財形年金貯蓄	個人年金づくりを目的とした預金です。	元利金合計 550万円まで 非課税	5年以上	100円以上
	財形住宅貯蓄	持ち家の取得や増改築を目的とした預金です。		5年以上	100円以上
	一般財形貯蓄	勤労者の方を対象とした貯蓄目的の自由な預金です。		3年以上	100円以上

≫ 融資業務

種類	内容と特色	融資金額等	期間
各種制度融資	熊本県、熊本市などの制度融資を積極的に取り扱っております。	—	—
代理業務	日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、信金中央金庫等のご融資を取り扱っております。	—	—
事業者カードローン 「大吉」	事業資金をカードで利用いただける、便利なローンです。繰り返し利用できますので、借入毎の面倒な融資の手続きは不要です。	預金担保 300万円～3,000万円 不動産担保 300万円～2,000万円	1年毎更新
しんきんアグリ サポートローン 「豊作」	法人・個人農業者向けの日本政策金融公庫と提携した事業者ローンで、運転資金や設備資金をご融資いたします。	法人・個人 100万円～6,250万円	1年以上7年以内 (据置期間1年以下) 日本政策金融公庫の 承諾要
ビジネスローン「本丸」	担保・保証に過度に依存しない商品として、財務内容に応じて、無担保・代表者のみの保証で迅速にご融資いたします。	法人のみ 100万円～2,000万円	3ヶ月以上5年以内
創業サポートローン 「初陣」	日本政策金融公庫と連携した創業者向けの融資商品。新規開業に必要な運転・設備資金に対応いたします。	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
地域活性化ローン 「出陣」	日本政策金融公庫と連携した事業者向けの融資商品。地域活性化を図る事業を営む方で、運転・設備資金に対応いたします。	7,200万円(内、運転 資金 4,800万円)以内	各融資制度で定める 返済期間以内
特別住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築などの資金 (5年・10年固定金利型)	50万円～1億円	1年以上40年以内
無担保住宅ローン	申込人及び家族が居住する住宅資金に「無担保」で対応	1,500万円以内	20年以内
リフォームローン	住まいのリフレッシュプランに	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	大学・短大・専門学校等の教育関連資金、進学に伴う引越し費用	1,000万円以内	16年以内
マイカーローン	自動車・二輪車の購入、免許取得費用、車検費用等	1,000万円以内	15年以内
フリーローン	使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます)	500万円以内	10年以内
一般個人ローン	消費性資金全般	500万円以内	10年以内
CSフリーローン	使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます)	500万円以内	10年以内
一信たすけ	現在返済中のローン、クレジットの借換(不動産担保が必要)	100万円～2,000万円	20年以内
OSフリーローン	使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます)	500万円以内	10年以内
OS教育ローン	高校から大学院までの受験、入学、在学中にかかる費用	200万円以内	10年以内
カードローン	使いみち自由(返済方法は随時返済型、定額返済型があります)	10万円～500万円	1年～3年 (自動更新)
教育カードローン	お申込人の子弟、孫、被扶養親族の教育関連資金	500万円以内	卒業まで

※各種ローンは、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。

また、お申込の状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。なお、ローンのご利用に際しましては無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

※各種ローン(事業性資金、カードローンを除く)に団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を付保することができます。

≫ 証券業務・保険業務 他

■ 投資信託の窓口販売業務

種類	内容
投資信託の窓口販売	投資信託は、お客様からお預かりした資金を一つにまとめ、投資信託会社の資金運用のプロ(ファンドマネージャー)によって、債券・株式・不動産等の多くの資産に分散投資し、その運用成果をお客様に還元する商品です。 豊かな将来設計のためには、単なる「ためる」から「ふやす」ことを考慮に入れたバランスのよい資産形成を考えることも大切です。投資信託は中長期的な資産運用に適した金融商品といえます。 当金庫ではお客様の多様なニーズに応えるため、国内外の債券・株式・不動産に投資する25種類(令和6年6月30日現在)の商品を取り揃えているほか、毎月1万円から累積投資ができる「定時定額買付」もご利用いただけます。 少額投資非課税制度として1人年間240万円の「成長投資枠」、1人年間120万円の「つみたて投資枠」もご利用いただけます。「つみたて投資枠」では、長期・分散に適した4商品を取り揃えており、毎月5千円から購入することができます。

■ 保険商品の窓口販売業務

種類	内容
損害保険商品の窓口販売	住宅ローンをご利用されるお客様に安心をお届けする「住宅ローン関連長期火災保険」や「債務返済支援保険」、海外旅行中のケガや病気を補償する「海外旅行傷害保険」、日常生活でのケガや予期せぬ損害賠償に備える「標準傷害保険」をお取り扱いしております。
生命保険商品の窓口販売	「一時払い終身保険」、「医療保険」、「がん保険」、「学資保険」をお取り扱いしております。

■ 共済の窓口販売業務

種類	内容
まごころ共済	まさかの自動車事故の備えのための共済をお取り扱いしています。
日本フルハップ	中小事業主が行う事業に従事する方のケガの補償・防止・福利厚生充実のための共済をお取り扱いしています。

■ 信託業務

種類	内容
信託契約代理店業務	委託者の相続発生時において複雑な相続手続きを経ずに、事前に指定した受取人による円滑な資金の受取りを可能とするしんきん相続信託「こころのバトン」、贈与に係る書類の作成や振込手続きなどの贈与手続きを信金中金がサポートし、贈与の記録を残すことで簡単な生前贈与を可能とするしんきん暦年信託「こころのりボン」をご利用いただけます。

■ 各種サービス

種類	内容
口座開設アプリ	アプリ内で当金庫所定のお客さま情報をご入力いただき、スマホで「運転免許証」と「印影」を撮影、送信いただくことで普通預金の口座開設お申し込みが完了します。また、併せて、インターネットバンキングのお申し込みを行うことができます。
通帳アプリ	個人のお客様であれば、お持ちの普通預金口座が通帳レスになり、スマートフォンのアプリで口座および保有資産の残高や取引履歴の確認ができるようになります。
キャッシュサービス	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・ゆうちょ銀行・セブン銀行やローソン銀行等のATM等でキャッシュカードをご利用いただけます。当金庫は土曜・日曜・祝日も全店舗でご利用いただけます。またご利用時間は、平日夜8時(一部の店舗は夜7時まで)、土曜・日曜・祝日は夜7時までとなっております。
こころ送金	個人のお客様であれば、スマホ等で「Bank Pay」アプリをご利用いただくことで、手数料なしで10万円までの個人宛振込ができます。
自動受取り	給与・年金・配当金などが指定の口座で自動的にお受取りにできます。
自動支払い	電気・電話・ガス・水道・NHKの5大公共料金をはじめ、熊日購読料・クレジット代金・国税・地方税・保険料・学費などをご指定の口座から自動的にお支払いできます。
クレジットカード	しんきんVISA・しんきんJCBなど各種クレジットの決済と加盟店へのご加入をお取次ぎいたします。
マルチペイメントネットワークサービス	インターネットバンキングでPay-easy(ペイジー)を利用して税金等のお支払いができます。また、インターネットバンキング契約が不要な「マルペイダイレクト」も取扱っております。
インターネットバンキング	インターネットに接続できるパソコンから残高照会やお振込などをご利用いただけます。個人のお客様はスマホでのご利用も可能です。また、法人や個人事業主のお客様は、便利な一括データ伝送もご利用いただけます。
でんさいサービス	手形・小切手に代わる決済手段で、事業者の事務省力化、資金調達の円滑化を図ることができるサービスです。
ATM振込	当金庫の本支店・全国の信用金庫・銀行等への振込がご利用いただけます。全店舗でお取り扱いしております。ご利用時間は、午前8時45分より稼働終了時刻までとなっております。
ポイントサービス	お客様のお取引に応じて、ローン金利や各種手数料の優遇が受けられるポイントサービスです。
「学割」サービス	15歳から25歳以下の学生の方に対し、学生の間はATMの利用手数料を「無料」とするサービスです。
スポーツ振興くじ「toto」の払出し業務	本店・菊池・熊本駅前・山鹿・植木・健軍・清水・上通・松橋・大津の各店で当選金の払出しができます。



主な手数料のご案内

令和6年6月30日現在

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

ATM利用手数料一覧

(単位:円)

	区分	平日			土曜		日曜・祝日
		8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	9:00~14:00	14:00~19:00	9:00~19:00
当金庫	入金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	出金	110	無料	110	110	110	110
他信用金庫	入金	110	無料	110	無料	無料	110
	出金	110	無料	110	110	110	110
提携金融機関	入金	220	110	220	220	220	220
	出金	220	110	220	220	220	220
ゆうちょ銀行	入金	220	110	220	110	220	220
	出金	220	110	220	110	220	220

※提携金融機関のカードでのご入金のご利用できない金融機関があります

振込手数料

(単位:円)

		3万円未満		3万円以上		
		会員	非会員	会員	非会員	
窓 口	自店宛	330	330	330	550	
	本支店宛	330	330	330	550	
	電信扱(他行宛)	550	660	660	880	
	文書扱(他行宛)	550	660	550	880	
A T M	当金庫キャッシュカード利用	自店宛	無料	55	55	110
		本支店宛	無料	55	55	165
		他行宛	275	330	385	495
	他行庫キャッシュカード利用	自店宛	110	110	220	220
		本支店宛	110	110	330	330
		他行宛	440	440	660	660
	現 金	自店宛	110	110	330	330
		本支店宛	220	220	440	440
		他行宛	550	550	660	660
ホームバンキング・ファームバンキング・ しんきんテレホンバンキング・しんきん自動振込・ インターネットバンキング	自店宛	無料	無料	無料	無料	
	本支店宛	55	110	110	165	
	他行宛	330	385	440	550	

代金取立手数料

(単位:円)

小切手(1枚当たり)	金額	
直接預金入金できる小切手	無料	
取立後預金入金する小切手(振出日取立小切手など)	440	
手形・その他(1枚当たり)	金額	
電子手形交換所へ持込できるもの	440	
上記以外のもの(個別取立)	1,100	
特殊扱い	金額	
送金・振込組戻し手数料	送金・振込手数料と同じ (給与振込も一般振込と同額)	
振込内容変更手数料	660	
取立手形組戻料	自店宛	無料
	その他宛	660
取立手形店頭呈示料	660	
不渡手形返却料	660	

振込取扱手数料

(単位:円)

区分	金額
紙帳票による総合振込・給与振込の基本手数料(持込1枚当たり)	220
振込単票手数料(5枚以上持込)	220

その他の主な手数料

(単位:円)

区分	金額	
法人インターネットバンキング月間手数料	1,100	
ファームバンキング月間手数料	3,300	
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1,100	
証明書発行手数料	550	
マル専口座開設手数料	3,300	
マル専手形代(1枚当たり)	770	
約束手形帳発行手数料	2,200	
小切手帳発行手数料	2,200	
手形・小切手帳振出署名判登録料	5,500	
融資証明書発行手数料	(証明金額1億円未満)	5,500
	(証明金額1億円以上)	11,000
硬貨入金手数料	1枚~100枚	無料
	101枚~1,000枚	550
	以降、1,000枚毎に550円が加算されます	

■台湾旅行の開催

令和6年3月1日～3月4日、令和6年3月8日～3月11日に阿蘇くまもと空港と台北桃園国際空港との定期便就航を記念した台湾旅行を開催しました。現地ではTSMCの博物館「体積創新館」や国立台湾博物館などを訪れ、半導体産業の発展やTSMCの歴史、仮想現実(VR)で近未来の地域を体験し、参加者から「将来の熊本がどのように発展していくのか、リアルにイメージすることができた」との声もいただき好評でした。

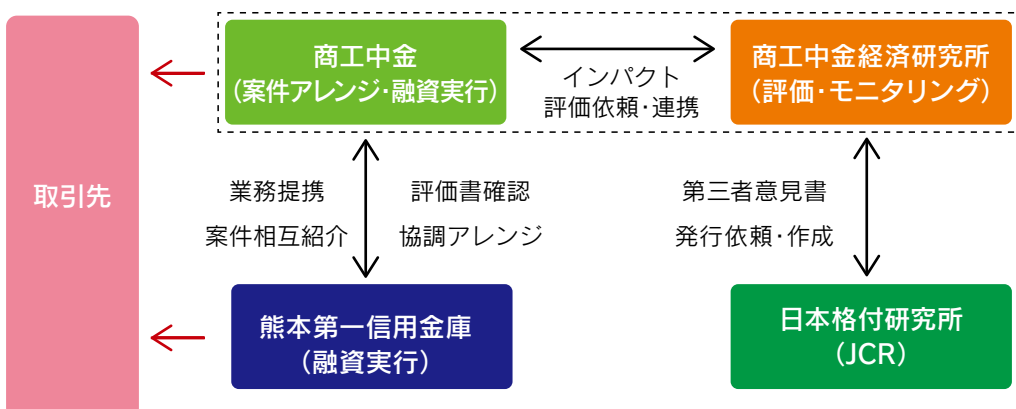


■商工中金とのサステナブルファイナンスにおける連携

環境や社会に配慮した事業活動や、企業のガバナンス向上の取り組みをご支援するために、令和6年3月、商工中金熊本支店と連携し「サステナブルファイナンス」の取り扱いを開始しました。政府系金融機関との連携により、外部環境や経営課題の変化に対応し、事業の持続可能性を高めるための支援に取り組みます。

具体的には、お客様の事業における「環境・社会・経済」への取り組みを分析・評価し、目標(KPI)を設定後、商工中金と当金庫で協調融資を行います。その後、定期的にKPIの進捗状況をモニタリングしながら、目標達成に向けてお手伝いします。お客様には、対外的なアナウンス効果もあることから、企業価値向上につながるメリットが期待できます。

企業の「社会的・経済的価値」、「働き手の幸せ」を求めながら、この取組みを通じて、お客様とともに持続可能な社会の実現へ貢献いたします。



※商工中金経済研究所が作成したインパクト評価書に基づき、当金庫及び商工中金が協調融資。

■熊本城復興支援定期預金「天守閣」

この商品は、熊本城の復興支援を目的として発売しております。本商品の預金総額に応じて、熊本市に熊本城災害復旧支援金を寄附するもので、令和5年度は60万円を寄附しました（寄附金については、お客さまのご負担はございません）。

本年度も、「天守閣」第6弾の取扱を行っており、引き続き熊本城復興への支援を続けてまいります。



■感謝の集い

当金庫は、お取引先への情報提供の一環として各業界から講師をお呼びし講演会を実施しております。

NHKエンタープライズ

エグゼクティブ・プロデューサー 堅達 京子 氏

演題「気候変動の現状と脱炭素社会の実現に向けて」

(令和5年10月5日)



■Kidsしんきん教室

お金や経済について楽しく学べる金融講座「第9回Kidsしんきん教室」を、令和5年8月8日に本店ビル7階ホールで開催しました。コロナの影響もあり4年振りの開催となりましたが、多くの子供たちに、クイズや札勘、名刺交換などを体験していただきました。



■「よかボス企業」に登録

当金庫は、熊本県「よかボス企業」に登録されております。

「よかボス」とは、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く職員等の仕事と生活の充実を応援するボス（企業の代表者）のことで、熊本県ではこの「よかボス」がいる「よかボス企業」を熊本県内全体に広げ、仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりを推進することにより、県民の総幸福量の最大化を目指すことを目的として創設されたものです。

当金庫でも「よかボス宣言」を行い、職員の仕事と生活の充実を応援するとともに、お客様の御結婚、子育て支援等にも様々な地域貢献活動を通じて引き続き積極的に取り組んで参ります。



■各種団体信用生命保険付証貸ローン

当金庫では、各種ローン（事業性資金を除くフリーローン・教育ローン・マイカーローン・リフォームローン等）に安心保障をプラスした商品を発売しております。

就業不能保障保険付団体信用生命保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を個人向け証貸ローンに付保（セット）することで、所定の保険金支払い事由に該当した場合、その保険金により借入残高を0円にするものです。



■固定金利型融資商品「特別住宅ローン」

当金庫は、地域活性化を図るため、固定金利型（5年固定型・10年固定型）の融資商品「特別住宅ローン」を発売しております。

「特別住宅ローン」は、借入期間最長40年で、5年固定型は融資年率0.95%（別途保証料）、10年固定型は融資年率1.35%（別途保証料）であり、3大疾病保障特約付団体信用生命保険及び就業不能保障保険付団体信用生命保険（加入対象年齢20歳以上51歳未満）、一般団体信用生命保険（加入対象年齢20歳以上70歳未満）が金利込みとなっています。

（融資年率などの商品概要は、変更になる場合がございます。）



（令和6年6月末現在）

概要

■創立

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

■上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました(証券コード 8421)。

資金量

34兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,263人



拠点数

国内14拠点
海外6拠点



2024年3月末時点

事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



■地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィナンテックの活用などに取り組んでいます。

■信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

■機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2024年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック	短期
Moody's	A 1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

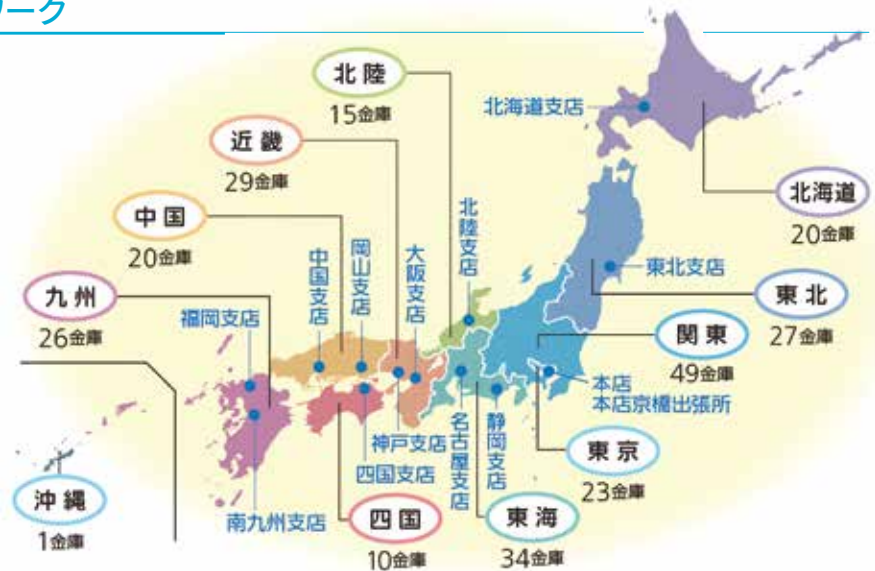
》中期経営計画



》信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、878万人の会員と161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。



2024年3月末時点

》グループ紹介

●証券業務

しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株)

●地域商社業務

しんきん地域創生ネットワーク(株)

●海外ビジネス支援業務

信金シンガポール(株)

●消費者信用保証業務

信金ギャランティ(株)

●投資運用業務

しんきんアセットマネジメント投信(株)

●投資・M&A仲介業務

信金キャピタル(株)

●データ処理の受託業務等

(株)しんきん情報システムセンター

●事務処理の受託業務等

信金中金ビジネス(株)

店番	店名	ATM (自動預払機)
01	本店営業部	☆
02	菊池支店	◎
03	水前寺支店	◎
04	熊本駅前支店	○
05	帯山支店	◎
06	山鹿支店	◎
07	来民支店	○
08	植木支店	◎
09	健軍支店	◎
11	南熊本支店	◎
12	清水支店	○
13	武蔵ヶ丘支店	◎
14	小峯支店	○
15	上通支店	◎
16	田崎支店	◎
19	松橋支店	◎
20	刈草支店	◎
21	尾ノ上支店	◎(帯山支店内)
24	御船支店	○
25	玉名支店	○
26	大津支店	◎
28	八代支店	◎

☆…8:00~20:00

◎…8:45~20:00

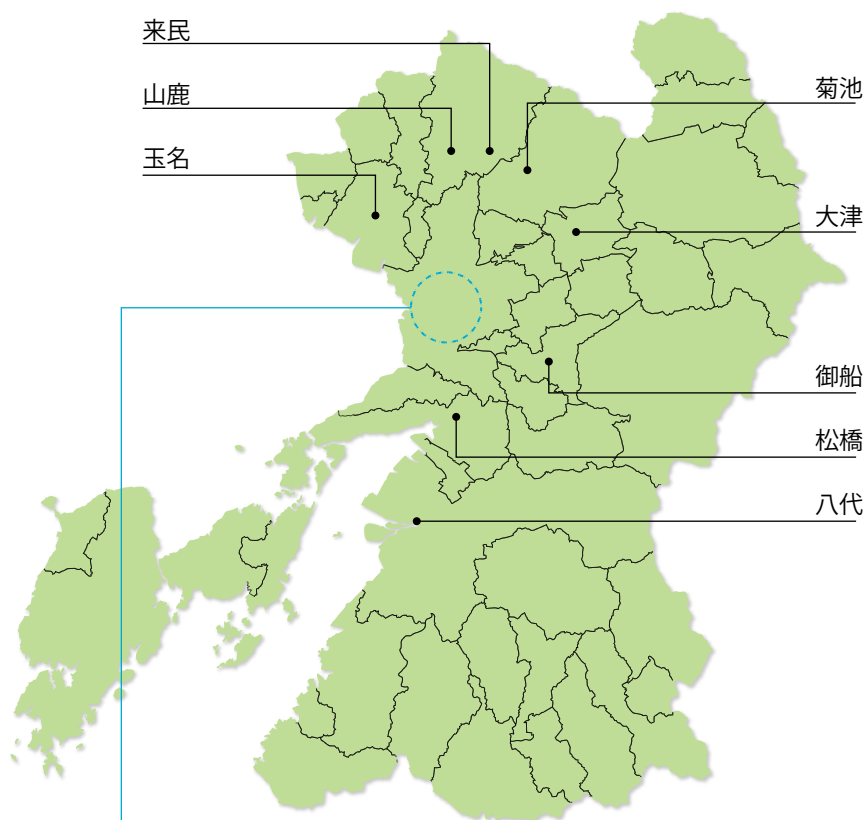
○…8:45~19:00

※全店年中無休でご利用いただけます。
 ※土、日、祝日は9:00~19:00の稼働となっております。

【お知らせ】

当金庫ではキャッシュカードが発行されているお客様は、全営業店(22店舗)の現金自動預払機(ATM)で通帳と暗証番号による現金払いができます。

当金庫では、全営業店(22店舗)の現金自動預払機(ATM)で、お客様ご自身で簡単に暗証番号の変更ができます。



熊本市内14店舗
 本店・水前寺・熊本駅前
 帯山・植木・健軍・南熊本
 清水・武蔵ヶ丘・小峯
 上通・田崎・刈草
 尾ノ上(帯山支店内)

》店舗外自動機(ATM・CD)設置場所

自動預払機(ATM)

- SAKURA MACHI Kumamoto
- 鶴屋百貨店
- 熊本市役所
- 熊本県庁
- 熊本学園大学
- ゆめタウンはません
- ゆめタウンサンピアン
- 菊池ショッピングキャニオン
- JR熊本駅
- ゆめマート城山
- 日赤病院
- 山鹿市役所

自動支払機(CD)

- 嘉島町役場



資料編

目次

経営指標	29
財務諸表	31
報酬体系について	35
預金業務関係	35
融資業務関係	36
有価証券関係	39
子会社等の概況／連結基準における指標	40
パーゼルⅢ 第3の柱に係る開示	41

最近の5事業年度の主要な経営指標の推移

	第70期 令和元年度	第71期 令和2年度	第72期 令和3年度	第73期 令和4年度	第74期 令和5年度	
経常収益	5,420,344千円	4,906,784	4,457,389	4,521,333	4,551,489	
経常利益	942,491千円	452,781	464,151	297,165	608,840	
当期純利益	588,209千円	314,045	308,440	333,934	404,711	
出資	総額	3,643百万円	3,645	3,646	3,646	3,647
	総口数	36百万口	36	36	36	36
純資産額	11,805百万円	12,148	12,201	12,129	12,304	
総資産額	316,359百万円	340,783	347,131	341,648	344,053	
預金積金残高	282,311百万円	303,986	308,176	310,995	314,493	
貸出金残高	159,830百万円	165,646	168,206	169,534	168,314	
有価証券残高	22,420百万円	23,592	26,050	39,319	40,821	
単体自己資本比率	8.63%	9.24	8.96	9.15	9.39	
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	72,869,550円 2円	72,885,476 2	72,916,428 2	72,921,972 2	72,936,470 2	
役員数	15人	15	16	16	16	
うち常勤役員数	10人	9	10	9	10	
職員数	236人	232	227	221	218	
会員数	23,124人	23,110	23,002	22,915	22,694	

(注)残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	3,859,865	3,798,598
資金運用収益	3,983,602	3,921,493
資金調達費用	123,736	122,895
役務取引等収支	△ 63,530	△ 97,878
役務取引等収益	343,144	321,615
役務取引等費用	406,674	419,494
その他の業務収支	△ 55,004	△ 121,887
その他業務収益	18,379	29,482
その他業務費用	73,383	151,369
業務粗利益	3,741,330	3,578,832
業務粗利益率	1.10%	1.06%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	804,661	674,333
実質業務純益	840,724	736,124
コア業務純益	841,383	810,077
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	841,383	810,077

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰入等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利 鞘

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.17	1.17
資金調達原価率	0.90	0.89
総資金利鞘	0.27	0.28

資金運用収支

(単位：残高 百万円、利息 千円)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	339,520	3,983,602	1.17	335,032	3,921,493	1.17
うち貸出金	168,942	3,645,255	2.15	165,372	3,513,220	2.12
うち預け金	136,647	119,199	0.08	127,731	126,698	0.09
うち有価証券	32,437	182,034	0.56	40,465	244,868	0.60
資金調達勘定	333,554	123,736	0.03	329,590	122,895	0.03
うち預金積金	312,603	41,109	0.01	313,280	40,445	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	20,951	82,627	0.39	16,310	82,450	0.50

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息の預け金の平均残高(令和4年度147百万円、令和5年度149百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	157,443	△ 161,973	△ 4,530	△ 35,413	△ 26,288	△ 61,701
うち貸出金	126,183	△ 145,739	△ 19,556	△ 76,333	△ 55,701	△ 132,035
うち預け金	△ 1,573	1,740	167	△ 6,809	14,308	7,499
うち有価証券	32,833	△ 17,975	14,857	47,730	15,104	62,834
支払利息	△ 3,324	35,514	32,190	741	△ 1,582	△ 841
うち預金積金	235	△ 1,599	△ 1,363	89	△ 752	△ 663
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 3,559	37,113	33,553	652	△ 829	△ 177

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.08	0.17
総資産当期純利益率	0.09	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

貸借対照表
(単位：百万円)
資産の部

科 目	第73期 令和5年3月末	第74期 令和6年3月末
(資産の部)		
現金	4,073	5,121
預 け 金	122,859	123,319
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 入 金 銭 債 権	107	75
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	39,319	40,821
国 債	8,532	8,627
地 方 債	12,316	13,587
社 債	13,403	13,500
株 式	1,387	1,469
そ の 他 の 証 券	3,679	3,637
貸 出 金	169,534	168,314
割 引 手 形	542	524
手 形 貸 付	16,801	15,286
証 書 貸 付	143,848	144,400
当 座 貸 越	8,340	8,102
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
そ の 他 資 産	2,024	2,376
未 決 済 為 替 貸	134	139
信 金 中 金 出 資 金	1,370	1,800
前 払 費 用	43	42
未 収 収 益	276	216
そ の 他 の 資 産	200	177
有 形 固 定 資 産	4,911	4,930
建 物	1,009	981
土 地	3,671	3,684
建 設 仮 勘 定	11	18
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	220	246
無 形 固 定 資 産	90	116
ソ フ ト ウ ェ ア	74	100
の れ ん	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16	15
繰 延 税 金 資 産	1,302	1,273
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	251	212
貸 倒 引 当 金	△ 2,574	△ 2,294
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,230	△ 1,889
資 産 の 部 合 計	341,900	344,265

負債及び純資産の部

科 目	第73期 令和5年3月末	第74期 令和6年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	310,995	314,493
当 座 預 金	3,715	4,021
普 通 預 金	128,785	135,382
貯 蓄 預 金	147	129
通 知 預 金	359	378
定 期 預 金	164,939	163,688
定 期 積 金	11,539	10,325
そ の 他 の 預 金	1,508	566
借 用 金	16,820	15,811
借 入 金	16,820	15,811
そ の 他 負 債	497	493
未 決 済 為 替 借	93	232
未 払 費 用	59	59
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	92	37
前 受 収 益	153	119
払 戻 未 済 金	0	1
払 戻 未 済 持 分	—	0
そ の 他 の 負 債	97	42
賞 与 引 当 金	152	154
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	308	244
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	344	145
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	31	30
偶 発 損 失 引 当 金	66	73
そ の 他 の 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	301	301
債 務 保 証	251	212
負 債 の 部 合 計	329,770	331,961
(純資産の部)		
出 資 金	3,646	3,647
普 通 出 資 金	3,646	3,647
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	8,119	8,451
利 益 準 備 金	1,747	1,781
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,372	6,670
特 別 積 立 金	5,893	6,123
(特 別 変 動 積 立 金)	5,893	6,123
当 期 未 処 分 剰 余 金	479	546
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 1
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	11,766	12,097
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 425	△ 581
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	788	788
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	362	206
純 資 産 の 部 合 計	12,129	12,304
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	341,900	344,265

》貸借対照表注記

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、税法基準の償却率によって行っております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～50年 その他 3年～20年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている当金庫の自己査定基準及び償却引当基準に基づき資金等について回収可能額を検討して計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,348百万円であります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権に係る過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等や債務者の支払能力に基づき総合的に判断して必要と認める額を計上しております。上記以外の債権についても貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、当該貸倒実績率については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、貸倒実績率算出のための算定期間の見直しや、過去の景気悪化に陥った時期の貸倒実績率を勘案するなどして算出しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部資産査定課(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残勤務期間内の一定の年数(主として12年)による定額法により費用処理。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残勤務期間内の一定の年数(主として12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在) | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)
0.2206%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円(及び別途積立金58,714百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生すると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 役員等受取等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員受取等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役員受取等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に含めて計上しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は、42百万円であります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積立債務を除く)は、該当ありません。
 - 子会社等の株式又は出資金の総額は、10百万円であります。
 - 子会社等に対する金銭債権は、該当ありません。
 - 子会社等に対する金銭債務総額(預金積立債務)は、36百万円であります。
 - 有形固定資産の減価償却累計額は、3,011百万円であります。
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、勘定系端末、納税機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全

部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行って

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	612百万円
危険債権額	6,835百万円
三月以上延滞債権額	該当ありません
貸出条件緩和債権額	57百万円
合計額	7,504百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は524百万円であります。

24. 内国為替決済、歳入代理店契約、水道事業の収納事務取扱、日本銀行当座貸越契約、日本銀行電子貸付制度等の担保として、有価証券297百万円、預け金32,001百万円を差し入れております。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価額については、当該評価額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び5号に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 964百万円

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であります。

27. 出資1口当たりの純資産額は、326円40銭であります。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか審査第一部及び審査第二部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会、自己査定委員会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。

A L Mに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部及び企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、資金運用基準に従って行われております。

このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。企画部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「貸出金」、「預金積立」、「借入金」であります。当金庫は、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則」第132条

第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の経済価値は、2,671百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	123,319	123,578	259
(2)買入金銭債権	75	74	△0
(3)有価証券(*3)	40,398	40,398	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	40,398	40,398	—
(4)貸出金(*1)	168,314		
貸倒引当金(*2)	△2,278		
	166,035	166,438	403
金融資産計	329,828	330,490	662
(1)預金積金	314,493	314,529	35
(2)借入金(*1)	15,811	13,948	△1,862
金融負債計	330,304	328,477	△1,827

(*1)貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。その他の証券は、発行体等から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30.から33.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

当金庫の借入金は無利息及び固定金利であり、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
非上場株式(*1)(*2)	355
信金中金出資金(*1)	1,800
組合出資金(*3)	56
合 計	2,223

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指

針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)当事業年度において、非上場株式についての減損処理はありません。

(*3)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

該当ありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,064	598	466
	債 券	4,320	4,302	17
	国 債	301	299	1
	地 方 債	2,657	2,644	13
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,361	1,358	2
	その他	657	594	62
	小 計	6,042	5,496	545
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	38	50	△12
	債 券	31,394	32,154	△759
	国 債	8,325	8,631	△305
	地 方 債	10,929	11,116	△187
	短期社債	—	—	—
	社 債	12,139	12,405	△266
	その他	2,923	3,501	△577
	小 計	34,356	35,706	△1,349
合 計		40,398	41,202	△804

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	560	200	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	325	—	74
合 計	886	200	74

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額ははありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が帳簿価額から50%以上下落している場合をいい、合理的根拠をもって時価回復の見込みがあると判断した場合を除き、減損処理を実施しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,021百万円です。

このうち原契約期間が1年以内のものが10,251百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

[繰延税金資産]	
個別貸倒引当金	1,338百万円
その他有価証券評価差額	222
退職給付引当金	67
賞与引当金	42
役員退職慰労引当金	40
その他	156
繰延税金資産小計	1,868
評価性引当額	△594
繰延税金資産合計	1,273
[繰延税金負債]	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	1,273

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、0百万円です。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第73期 令和4年度	第74期 令和5年度
経常収益	4,521,333	4,551,489
資金運用収益	3,983,602	3,921,493
貸出金利息	3,645,255	3,513,220
預け金利息	119,199	126,698
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	182,034	244,868
その他の受入利息	37,113	36,706
役務取引等収益	343,144	321,615
受入為替手数料	152,362	149,445
その他の役務収益	190,781	172,170
その他業務収益	18,379	29,482
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	15	146
その他の業務収益	18,363	29,335
その他経常収益	176,207	278,897
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	67,661	74,992
株式等売却益	102,779	200,774
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	5,767	3,130
経常費用	4,224,167	3,942,649
資金調達費用	123,736	122,895
預金利息	40,635	40,134
給付補填備金繰入額	474	311
借入金利息	82,627	82,450
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	406,674	419,494
支払為替手数料	55,072	54,448
その他の役務費用	351,602	365,046
その他業務費用	73,383	151,369
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	674	74,100
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	72,708	77,269
経常費用	2,925,316	2,866,227
人件費	1,978,171	1,897,313
物件費	911,933	932,655
税金	35,211	36,259
その他経常費用	695,056	382,662
貸倒引当金繰入額	211,845	27,702
貸出金償却	376,857	311,164
株式等売却損	69,283	142
株式等償却	493	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	36,575	43,651
経常利益	297,165	608,840
特別利益	207,723	—
固定資産処分益	2,108	—
その他の特別利益	205,614	—
特別損失	43,676	40,212
固定資産処分損	15,327	37,773
減損損失	18,099	—
その他の特別損失	10,249	2,439
税引前当期純利益	461,213	568,627
法人税、住民税及び事業税	110,153	75,109
法人税等調整額	17,124	88,806
当期純利益	333,934	404,711
繰越金(当期首残高)	137,063	142,103
土地再評価差額金取崩額	8,027	—
当期末処分剰余金	479,025	546,814

損益計算書注記

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額は、該当ありません。
- 子会社との取引による費用総額は、55,500千円(人材派遣費用55,499千円、預金利息0千円)であります。
- 出資1口当たり当期純利益金額は、11円9銭であります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、306,534千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第73期 令和4年度	第74期 令和5年度
当期純利益	333,934,628	404,711,017
特別変動積立金取崩額	—	—
土地再評価差額計上額	—	—
土地再評価差額取崩額	8,027,319	—
繰越金(当期首残高)	137,063,989	142,103,964
当期末処分剰余金	479,025,936	546,814,981
これを下記のように処分する。		
利益準備金	34,000,000	41,000,000
出資に対する配当金	72,921,972	72,936,470
(配当率)	年2%	年2%
特別積立金	230,000,000	290,000,000
繰越金(当期末残高)	142,103,964	142,878,511
合計	479,025,936	546,814,981

会計監査人による監査

令和6年6月18日開催の第74期総代会で報告又は承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月19日

熊本第一信用金庫
理事長 鴻池 卓 児

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定の時期 b. 支払額の計算 c. 支払の対象

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	182

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」116百万円、「賞与」43百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和5年度は該当する「主要な連結子法人」はありません。
 3. 「同額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 令和5年度において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	128,661	132,578
うち有利息預金	116,282	119,707
定期性預金	183,062	179,795
うち固定金利定期預金	171,341	168,917
うち変動金利定期預金	17	15
その他	879	906
譲渡性預金	-	-
合計	312,603	313,280

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
定期預金	164,939	163,688
固定金利定期預金	164,922	163,679
変動金利定期預金	17	9
その他	0	0



阿蘇・米塚の雲海

≫ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	16,605	15,139
証書貸付	143,494	141,765
当座貸越	8,395	7,986
割引手形	446	480
合計	168,942	165,372

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

≫ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	3,815	3,527
有価証券	11	11
動産	-	-
不動産	49,377	49,938
その他	-	-
計	53,205	53,478
信用保証協会・信用保険	52,624	49,003
保証	4,619	4,373
信用	59,085	61,459
合計	169,534	168,314

≫ 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金	169,534	168,314
うち変動金利	86,359	84,802
うち固定金利	83,174	83,511

≫ 債務保証見返の残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
合計	251	212

≫ 預貸率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	54.51	53.51
期中平均預貸率	54.04	52.78

(注)1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

≫ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	48	35
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	131	112
その他	-	-
計	180	148
信用保証協会・信用保険	7	4
保証	-	-
信用	63	58
合計	251	212

≫ 代理貸付の残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
信金中央金庫	82	71
株式会社日本政策金融公庫	455	389
独立行政法人住宅金融支援機構	3,722	3,422
独立行政法人福祉医療機構	48	27
独立行政法人勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人中小企業基盤整備機構	79	107
合計	4,387	4,018

≫ 貸出金の業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	217	5,402	3.18	203	5,241	3.11
農 業、林 業	50	529	0.31	49	535	0.31
漁 業	2	9	0.00	1	0	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6	326	0.19	6	281	0.16
建 設 業	836	17,100	10.08	806	15,917	9.45
電気、ガス、熱供給、水道業	26	1,861	1.09	29	1,822	1.08
情 報 通 信 業	21	285	0.16	20	271	0.16
運 輸 業、郵 便 業	67	2,169	1.27	69	1,994	1.18
卸 売 業、小 売 業	790	15,552	9.17	734	13,934	8.27
金 融 業、保 険 業	26	2,511	1.48	25	4,792	2.84
不 動 産 業	525	46,410	27.37	512	46,650	27.71
物 品 賃 貸 業	11	299	0.17	9	233	0.13
学術研究、専門・技術サービス業	88	1,159	0.68	87	1,355	0.80
宿 泊 業	33	3,058	1.80	29	2,892	1.71
飲 食 業	512	4,561	2.69	487	4,094	2.43
生活関連サービス業、娯楽業	261	5,873	3.46	241	5,611	3.33
教 育、学 習 支 援 業	37	1,267	0.74	37	927	0.55
医 療、福 祉	137	6,483	3.82	137	6,216	3.69
そ の 他 の サ ー ビ ス	541	9,309	5.49	519	8,649	5.13
小 計	4,186	124,171	73.24	4,000	121,424	72.14
地 方 公 共 団 体	15	9,444	5.57	16	11,293	6.70
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,370	35,917	21.18	10,078	35,596	21.14
合 計	14,571	169,534	100.00	14,094	168,314	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

≫ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	82,249	48.52	83,943	49.87
運 転 資 金	87,284	51.48	84,370	50.13
合 計	169,534	100.00	168,314	100.00

≫ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期 首 残 高	307	2,504	2,812	343	2,230	2,574
当 期 増 加 額	343	2,230	2,574	405	1,889	2,294
当 期 減 少 額	目的使用	449	449	-	307	307
	そ の 他	307	2,054	2,362	343	1,923
期 末 残 高	343	2,230	2,574	405	1,889	2,294

≫ 貸出金の償却

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却	376,857	311,164

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	644	612
危 険 債 権	6,930	6,835
要 管 理 債 権	28	57
三 月 以 上 延 滞 債 権	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	28	57
小 計 (A)	7,603	7,504
保 全 額 (B)	5,707	5,312
個 別 貸 倒 引 当 金 (C)	2,214	1,873
一 般 貸 倒 引 当 金 (D)	18	40
担 保 ・ 保 証 等 (E)	3,475	3,397
保 全 率 (B) / (A) (%)	75.06	70.78
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	54.07	46.60
正 常 債 権 (F)	162,319	161,168
総 与 信 残 高 (A) + (F)	169,922	168,673

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。



菊池市:菊池溪谷

有価証券の平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	2,875	8,775
地方債	11,122	12,871
社債	13,046	13,538
株式	1,184	1,046
外国証券	-	-
その他の証券	4,208	4,232
合計	32,437	40,465

(注)商品有価証券については残高はありません。

預証率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
期末預証率	12.64	12.98
期中平均預証率	10.37	12.91

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和4年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	303	-	-	-	8,229	-	8,532
地方債	481	1,643	2,800	1,330	6,060	-	-	12,316
社債	434	1,688	3,200	1,639	6,440	-	-	13,403
株式	-	-	-	-	-	-	1,387	1,387
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	2,117	895	265	400	-	-	3,679
合計	915	5,752	6,896	3,236	12,900	8,229	1,387	39,319

	令和5年度							
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	301	-	-	-	8,325	-	8,627
地方債	1,033	1,798	2,721	2,139	5,478	417	-	13,587
社債	667	2,463	2,787	2,459	5,122	-	-	13,500
株式	-	-	-	-	-	-	1,469	1,469
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	289	2,341	178	276	199	-	350	3,637
合計	1,990	6,905	5,687	4,875	10,799	8,742	1,820	40,821

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券……保有がありません
2. 満期保有目的の債券……保有がありません
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。



熊本市熊本城周辺・みずあかり

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	919	703	216	1,064	598	466
	債券	11,262	11,154	108	4,320	4,302	17
	国債	4,786	4,706	79	301	299	1
	地方債	4,529	4,508	21	2,657	2,644	13
	社債	1,946	1,939	7	1,361	1,358	2
	その他	100	100	0	657	594	62
小計		12,282	11,958	324	6,042	5,496	545
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	101	105	△3	38	50	△12
	債券	22,990	23,331	△341	31,394	32,154	△759
	国債	3,746	3,757	△11	8,325	8,631	△305
	地方債	7,786	7,917	△130	10,929	11,116	△187
	社債	11,456	11,656	△199	12,139	12,405	△266
	その他	3,532	4,100	△567	2,923	3,501	△577
小計		26,624	27,537	△912	34,356	35,706	△1,349
合計		38,907	39,495	△588	40,398	41,202	△804

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	10	10
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	355	355
組合出資金	45	56

▶ 金銭の信託の時価情報

保有がありません

▶ 商品有価証券の時価情報

保有がありません

▶ 第102条第1項第5号に掲げる取引

1. 金利関連取引……………該当ありません
2. 通貨関連取引……………該当ありません
3. 株式関連取引……………該当ありません
4. 債券関連取引……………該当ありません
5. 商品関連取引……………該当ありません
6. クレジットデリバティブ取引……………該当ありません

 **子会社等の概況 / 連結基準における指標**

▶ 当金庫グループの主要な事業内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行(人材派遣業務)のサービスを提供しております。

▶ 子会社の概況

名称	住所	事業内容	労働者派遣事業
株式会社いっしんサービス	熊本市中央区花畑町10-31	設立年月日	昭和60年3月20日
資本金または出資金	1,000万円	当金庫の議決権比率	100%

▶ 連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。 なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。	資産基準 =	$\frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{36\text{百万円}}{344,053\text{百万円}} \times 100 = 0.01\%$
	経常収益基準 =	$\frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{2\text{百万円}}{4,551\text{百万円}} \times 100 = 0.04\%$
	利益基準 =	$\frac{\text{子会社の当期純利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{404\text{百万円}} \times 100 = 0.21\%$
右記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去していません。	利益剰余金基準 =	$\frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{24\text{百万円}}{8,451\text{百万円}} \times 100 = 0.29\%$



1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	熊本第一信用金庫
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,647百万円
配当率	年2.00%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる内部留保による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理主管部署において、業種別、債務者区分別の状況や大口与信先の状況などを定期的に経営陣に付議・報告し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、自己査定委員会を設置し、融資統合システムによる随時査定を実施しております。自己査定は営業店で第一次査定、審査第一部、審査第二部及び融資管理部で第二次査定を行い、監査部が正確性の検証をする態勢としております。

リスク計測にあたっては、一般社団法人しんきん共同センターの「企業信用格付システム」を導入し、信用リスクの計量化に向けデータの蓄積を図っております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を分離し相互に牽制が働く態勢としており、大口与信の取上げにあたっては、通常の審査に加え、融資審査委員会及び常勤理事会で慎重な審議を行っております。

信用コストである貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権含む)は予想損失額を見積もり一般貸倒引当金に計上、破綻懸念先債権は個別債務者ごとに損失が見込まれる部分について貸倒引当金を計上、実質破綻先及び破綻先は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が見込まれる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は個別貸倒引当金に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母であるリスク・アセット額を求めるために使用する資産の種類ごとの掛目のことです。

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・R&I(株式会社格付投資情報センター)
- ・JCR(株式会社日本格付研究所)
- ・Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・S&P(S&Pグローバルレーティング)

なお、当金庫はエクスポージャーの種類ごとに適格格付機

関の使い分けは行っておりませんが、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定においては、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、住宅融資保険、民間保証等がありますが、その手続きについては、「貸出事務取扱規程」「不動産担保評価基準書」等により適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っております。

バーゼルⅢという信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合に、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが信用リスク削減方策の一つとして認められております。この際は当金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められ当金庫で採用している信用リスク削減手法は、適格担保として自金庫預金積金、保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、上記適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があるものの、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりませんが、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、該当ありません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適正なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に関する会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資

の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・R&I(株式会社格付投資情報センター)
- ・JCR(株式会社日本格付研究所)
- ・Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・S&P(S&Pグローバル レーティング)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの分析を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他リスクについては、苦情等に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定については、基礎的手法による計測を採用しており、態勢を整備しております。また、一連のオペレーショナル・リスクに関しましては、業務改善委員会等、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、部長会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び日経平均β値10%下落時によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク(株式リスク等)との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを、複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク統括部署が四半期ごとに、資金運用委員会及び部長会に報告するとともに、ΔEVEについては最低自己資本額を上回る十分な余裕額を確保するよう管理しております。

万一、金利リスクが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大となった場合には、有価証券売却などにより資産・負債の残高や期間構成を変化させる方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める 保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません
スプレッドに関する前提	割引金利の相関やスプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当ありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は、自己資本額の余裕額を超えているものではありません



バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

Ⅱ.自己資本の構成に関する開示事項(単体における開示事項)

(単位:百万円、%)

項 目		令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,693	12,024
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,646	3,647
	うち、利益剰余金の額	8,119	8,451
	うち、外部流出予定額(△)	72	72
	うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	343	405
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	343	405
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	49	—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	12,086	12,429	
コア資本に係る調整項目(2)	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	90	116
	うち、のれんに係るものの額	—	—
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	90	116
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
	適格引当金不足額	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
	前払年金費用の額	—	—
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
	特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
	特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	90	116	
自己資本	自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,995	12,313
リスク・アセット等(3)	信用リスク・アセットの額の合計額	123,762	124,135
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,089	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	1,089	—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,232	6,942
	信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	130,994	131,078	
自己資本比率	自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.15	9.39

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	123,762	4,950	124,135	4,965
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,364	4,894	123,640	4,945
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	37	1	46	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,073	482	12,406	496
法人等向け	26,243	1,049	26,339	1,053
中小企業等向け及び個人向け	18,596	743	17,933	717
抵当権付住宅ローン	1,148	45	1,049	41
不動産取得等事業向け	51,997	2,079	52,570	2,102
3月以上延滞等	370	14	297	11
取立未済手形	26	1	27	1
信用保証協会等による保証付	1,283	51	1,187	47
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,381	55	1,225	49
出資等のエクスポージャー	1,256	50	1,100	44
重要な出資のエクスポージャー	125	5	125	5
上記以外	9,204	368	10,556	422
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,633	65	2,653	106
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,096	83	2,628	105
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,473	218	5,274	210
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	299	11	488	19
ルック・スルー方式	299	11	488	19
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,089	43		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8	0	6	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,232	289	6,942	277
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	130,994	5,239	131,078	5,243

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈 オペレーショナル・リスク相当額 〉
(基礎的手法)の算定方法
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高《業種別・残存期間別》

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	11,806	10,180	6,788	5,142	4,489	4,590	-	-	24	13
農業、林業	784	721	784	721	-	-	-	-	2	2
漁業	9	0	9	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	326	281	326	281	-	-	-	-	3	3
建設業	17,501	15,131	17,001	14,607	500	500	-	-	57	11
電気・ガス・熱供給・水道業	3,681	3,424	1,881	1,824	1,799	1,600	-	-	-	-
情報通信業	429	415	296	256	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3,231	3,387	2,166	1,922	900	1,300	-	-	-	11
卸売業、小売業	16,881	13,890	16,477	13,410	400	400	-	-	7	3
金融業、保険業	5,004	7,005	2,488	4,691	2,200	2,200	-	-	6	6
不動産業	47,404	39,509	46,401	38,507	1,000	1,000	-	-	88	170
物品賃貸業	299	205	299	205	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,321	1,152	1,321	1,152	-	-	-	-	2	-
宿泊業	2,247	1,345	2,247	1,345	-	-	-	-	83	73
飲食業	5,388	3,971	5,388	3,971	-	-	-	-	11	0
生活関連サービス業、娯楽業	6,222	4,140	6,211	4,129	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	1,346	945	1,346	945	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	6,339	5,431	6,339	5,431	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	10,655	9,388	10,094	8,827	550	550	-	-	18	13
国・地方公共団体等	32,092	35,610	9,445	11,293	22,646	24,316	-	-	-	-
個人	30,399	26,197	30,399	26,197	-	-	-	-	93	74
その他	48	59	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	203,421	182,397	167,715	144,867	34,486	36,457	-	-	399	384
1年以下	21,758	18,839	20,846	17,142	912	1,696	-	-	-	-
1年超3年以下	15,870	13,342	12,257	8,770	3,613	4,572	-	-	-	-
3年超5年以下	18,312	15,674	12,304	10,127	6,008	5,547	-	-	-	-
5年超7年以下	15,439	22,066	12,428	17,353	3,010	4,712	-	-	-	-
7年超10年以下	44,470	34,673	31,694	24,292	12,776	10,381	-	-	-	-
10年超	77,981	69,504	69,816	59,956	8,165	9,547	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,588	8,295	8,368	7,222	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	203,421	182,397	167,715	144,867	34,486	36,457	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には株式等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	307	343	-	307	343
	令和5年度	343	405	-	343	405
個別貸倒引当金	令和4年度	2,504	2,230	449	2,054	2,230
	令和5年度	2,230	1,889	307	1,923	1,889
合計	令和4年度	2,812	2,574	449	2,362	2,574
	令和5年度	2,574	2,294	307	2,267	2,294

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
製 造 業	-	-	-	-	-	-	0	10
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	0	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	68	14	5	68	68	14	34	26
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	130	130	130	130	130	130	-	15
卸 売 業、小 売 業	2	3	2	2	2	3	4	11
金 融 業、保 険 業	104	94	113	104	104	94	3	-
不 動 産 業	541	232	663	541	541	232	562	192
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	-	29	0	0	-	-	-
宿 泊 業	821	814	968	821	821	814	148	12
飲 食 業	8	7	10	8	8	7	0	13
生活関連サービス業、娯楽業	183	253	205	183	183	253	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	336	301	331	336	336	301	24	34
その他のサービス	1	9	8	1	1	9	0	8
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	30	25	34	30	30	25	46	6
合 計	2,230	1,889	2,504	2,230	2,230	1,889	826	331

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	31,892	-	35,310
10%	-	30,151	-	26,446
20%	10,311	1,122	10,377	3,285
35%	-	3,950	-	3,729
50%	5,703	179	5,503	276
75%	-	39,177	-	38,298
100%	808	79,953	649	80,347
150%	-	161	-	100
250%	-	-	-	-
1,250%	-	10	-	10
そ の 他	-	-	-	-
合 計	16,823	186,598	16,530	187,806

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,217	5,448	22,067	19,602	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,068	1,068	1,141	1,141
非上場株式等	1,803	1,803	2,244	2,244
合 計	2,871	2,871	3,386	3,386

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. その他資産勘定に出資として計上しております非上場の出資は、非上場株式に含めております。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	102	200
売 却 損	69	0
償 却	0	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	213	453

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	-	-

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,633	3,517
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

7. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE			
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,671	2,285	582	382
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティーブ化	2,384	2,274		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,671	2,285	582	382
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,313		11,995	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



熊本市黒髪:立田自然公園(万石池周辺の桜)

当金庫の動き	年	月	一般社会の動き	当金庫の動き	年	月	一般社会の動き
	S26	4	500円札登場	コロパ産学官熊本支部設立総会・記念式典	H18	8	
信用金庫法施行に伴い改組	S27	2			9	9	第一次安倍政権誕生
	S28	6	熊本大水害	田崎支店新築建替	H19	9	福田政権誕生
国民金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S29	2			H20	9	麻生政権誕生
中小企業金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S31	2		帯山支店新築建替 しんきんアグリサポートローン 「豊作」取扱開始	H21	11	
	S33	6	阿蘇山大爆発		H21	4	
全国信用金庫連合会代理貸付業務の取扱開始	S35	10	熊本国体開催	八王寺通支店、本荘支店店舗統廃合 御船支店新築移転	H22	8	鳩山政権誕生
	S39	10	東京オリンピック開催		H23	2	
住宅金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S41	3				3	東日本大震災 九州新幹線全線開通
山鹿信用金庫と合併	S44	8		大江支店、出町支店店舗統廃合 「阿蘇草原再生定期預金」取扱開始	H24	8	熊本市政令指定都市へ移行
	S45	3	大阪万国博		H24	1	
	S46	4	新熊本空港オープン	熊本駅前支店新築建替 (くまもと森都心ビル1階)	H24	2	
本店ビル新築落成	S47	5	沖縄本土復活			5	東京スカイツリー開業
環境衛生金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S48	2	円の変動相場制移行 第一次石油危機	「Kidsしんきん教室」開催		7	九州北部豪雨
	S49	3				8	
両替商業取扱開始	S50	7	沖縄海洋博覧会開催	教育カードローン取扱開始	H25	12	第二次安倍政権誕生
オンライン業務(普通預金)取扱開始	S51	5			H25	1	
本店にCD設置(第1号)	S52	6	熊本市人口50万人突破	森本会長「しんきん幾星霜」熊日に連載	H25	5	阿蘇地域が「世界農業遺産」に認定
医療金融公庫代理貸付業務の取扱開始	S53	5	成田空港開港	婚活パーティー「めぐり逢い」開催 合志さくらグラウンドに千原桜植樹	H26	12	消費税率8%へ引き上げ
	S54	6	東京サミット開催	当金庫が代表となりグループ補助金を申請	H27	4	
日本銀行と取引開始	S55	3			H28	3	
日本銀行歳入代理店事務取扱開始	S56	3	熊本市などテクノポリス地域指定		H28	4	平成28年熊本地震発生
預金高500億円達成	S58	6				9	
	S59	6			H29	1	米国トランプ大統領就任
国債の窓口販売開始	S60	9	ブラザ合意	組織変更により地域振興部設置 刈草支店新築移転 健軍支店新築建替	H29	3	
熊本第一信用金庫歌制定	S62	4	国鉄民営化	全期間固定金利型住宅ローン・ 事業者ローン取扱開始	H30	6	
株式会社いっしんサービス設立(子会社)	S63	6		各種団体信用生命保険付証貸ローン取扱開始	H30	11	
預金高1,000億円達成	S64	1	昭和天皇崩御		H30	2	平昌冬季オリンピック開催
	H元	4	消費税実施			3	
ファームバンキングサービス取扱開始	H2	10	東西ドイツ統合	熊本城復興支援定期預金「天守閣」取扱開始	R元	12	
	H3	2	湾岸戦争(1月~2月)		R元	5	平成から令和に改元
	H7	12	ソ連邦消滅		R元	9	ラグビーワールドカップ2019 日本大会開催
	H10	1	阪神淡路大震災発生			10	消費税率10%へ引き上げ
信託業務の取扱開始	H11	3	地下鉄サリン事件発生	普通預金の通帳レス口座取扱開始 新型コロナウイルス感染症 対策支援説明会開催	R2	11	
証券投資信託の取扱開始	H12	2	長野オリンピック開催	預金高3,000億円達成	R2	5	
	H11	9	くまもと未来国体開催			6	
インターネットバンキングサービス取扱開始	H12	4	全国2番目の女性知事 潮谷義子氏初当選		R3	9	菅政権誕生
モバイルバンキングサービス取扱開始	H12	7	2千円の新札発行 沖縄サミット開催	水前寺支店新築建替	R3	1	米国バイデン大統領就任
私募債取扱開始	H13	11				4	
しんきんATMゼロネットサービス開始	H13	3		飲食店応援デジタルスタンプラリー開催		7	東京オリンピック開催
スポーツ振興くじ(サッカーくじ)私戻業務開始	H14	9	アメリカ同時多発テロ発生			10	岸田政権誕生
(株)九州しんきんカード発足	H14	3	FIFAワールドカップKOREA/JAPAN開催	店舗内店舗方式により 尾ノ上支店を帯山支店内に移転	R4	11	
	H15	4				2	ロシアのウクライナ侵攻開始 北京冬季オリンピック開催
個人年金保険の窓口販売開始	H15	10				9	
本店ビル耐震・改装工事竣工	H16	12				10	東京ヤクルトスワローズ村上選手 最年少三冠王
個人向け国債の取扱開始	H16	3	イラク戦争によりフセイン政権崩壊	新町支店、益城支店店舗統廃合	R5	11	電子交換所による手形交換業務開始
植木支店新築建替	H16	10				9	
事業者ローン「しんきん応援団」取扱開始	H17	1		窓口支援タブレットを全店に導入 商工中金とのサステナブルファイナンスに おける連携開始	R6	10	消費税のインボイス制度開始
(株)アスリートクラブ熊本 (ロアッソ熊本)に出資	H17	3	愛知万博開催			1	令和6年能登半島地震発生
決済用預金取扱開始	H18	4	ペイオフ全面解禁			3	
進学サポートローン「未来」取扱開始	H18	4				7	20年ぶりに新紙幣発行

開示内容

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則で定められた開示項目の他、当金庫が自主的に開示する任意項目が含まれています。

概況・組織

1.基本方針	2
2.当金庫の概要	3
3.総代会制度	4
4.総代の氏名等	5
5.主な事業内容	6
6.リスク管理	7
7.内部管理態勢とコンプライアンス	8~9
8.金融ADR制度への対応	10
9.地方創生	11
10.中小企業の経営改善への取組状況	12
11.経営者保証に関する取組方針	13
12.熊本第一しんきんSDGs宣言	14
13.環境問題への取組み	14
14.顧客保護等への取組み	15
15.個人情報保護	16
16.DXの取組みについて	17

経理・経営内容

17.最近の5事業年度の主要な経営指標の推移	29
18.最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標	29
19.利鞘	29
20.資金運用収支	30
21.受取・支払利息の増減	30
22.利益率	30
23.貸借対照表	31
24.貸借対照表注記	32~33
25.損益計算書	34
26.損益計算書注記	34
27.剰余金処分計算書	34
28.会計監査人による監査	34
29.財務諸表の正確性・内部監査の有効性	34
30.報酬体系について	35

預金業務関係

31.預金積金及び譲渡性預金平均残高	35
32.定期預金残高	35

融資業務関係

33.貸出金平均残高	36
34.貸出金残高	36

35.債務保証見返の残高	36
36.預貸率	36
37.貸出金の担保別内訳	36
38.債務保証見返の担保別内訳	36
39.代理貸付の残高	36
40.貸出金の業種別内訳	37
41.貸出金の使途別内訳	37
42.貸倒引当金の内訳	37
43.貸出金の償却	37
44.信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	38

有価証券関係

45.有価証券の平均残高	39
46.預証率	39
47.有価証券の残存期間別残高	39
48.有価証券の時価情報	39~40
49.金銭の信託の時価情報	40
50.商品有価証券の時価情報	40
51.第102条第1項第5号に掲げる取引	40

子会社等の概況/連結基準における指標

52.当金庫グループの主要な事業内容	40
53.子会社の概況	40
54.連結基準における指標について	40


バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

55.令和5年度の定性的な開示事項	41~42
56.自己資本の構成に関する開示事項	43
57.令和5年度の定量的な開示事項	44~47

その他

58.営業のご案内	18~20
59.主な手数料のご案内	21
60.トピックス	22~24
61.信金中央金庫 ~信用金庫の「中央金融機関」~	25~26
62.営業店ネットワーク	27
63.当金庫のあゆみ	48

地元とともに豊かな未来

 **熊本第一信用金庫**

〒860-8681 熊本県熊本市中央区花畑町10番29号

TEL:096-355-6111(代表)

<https://www.daiichishinkin.co.jp>

熊本第一信用金庫

検索

